

水産加工業 支援施策集 (令和5年度版)



令和5年6月

宮城県水産林政部水産業振興課

目次(案)

事業名	内容	問い合わせ先	ページ
1 施設・設備の整備			
1-1 ものづくり・商業・サービス補助金	生産性向上を目指すため、設備投資にかかる費用を支援します	ものづくり補助金 宮城県地域事務局	022-222-5266 1.2
1-2 小規模事業者持続化補助金	小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援します	持続化補助金 都道府県地方事務局 宮城県商工会連合会	022-225-8751 3.4
1-3 中小企業等事業再構築促進事業 (事業再構築補助金)	新分野展開、業態転換、事業再編等、事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します	事業再構築補助金事務局	0570-012-08 (ナビダイヤル) 03-4216-4080 (IP電話) 5.6
1-4 浜の活力再生・成長促進交付金 (水産業競争力強化緊急施設整備事業)	水産業のスマート化を推進する取組に必要な共同利用施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な共同利用施設の整備等を支援することにより、水産業の成長産業化を推進します	水産庁漁政部 加工流通課調整班 宮城県水産林政部 水産業振興課	03-6744-2350 022-211-2935 7
1-5 食品産業の輸出向け HACCP等対応施設の整備	水産加工食品等の輸出拡大に必要なHACCP及びISO、FSSC等の基準を満たす施設等の新設(かかり増し経費)及び改修、機器の整備を支援します	輸出・国際局輸出支援課 宮城県水産林政部 水産業振興課	03-6744-7172 022-211-2931 8.9
1-6 グローバル産地づくり緊急対策事業 (加工食品クラスター緊急対策支援事業)	加工食品の輸出拡大に向けて食品関連事業者が連携した加工食品のPRや実証試験、輸出先国の規制・ニーズに適合した商品開発・改良のために機械の改良・開発等を支援します	大臣官房新事業・ 食品産業部食品製造課	03-6744-2068 10
1-7 水産物輸出拡大連携推進事業	水産加工業者、輸出関係業者、漁業生産者等が連携して、国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築しようとする取組に対して支援します	水産庁漁政部加工流通課 指導班	03-3591-5612 11
1-8 水産加工・流通構造改善促進事業	国産水産物の流通促進と消費拡大を図るため、①加工業者等が行う加工原料を新たな魚種に転換する取組、②学校給食向け加工品の開発及び低・未利用魚の有効活用等で連携して対処する取組を支援します	水産庁漁政部加工流通課 認証推進班	03-6744-2350 12
1-9 復興水産加工業等販路回復促進指導事業 及び水産加工業等販路回復取組支援事業	販路回復・新規開拓等のための専門家による個別指導やセミナー等の開催、必要な機器整備を支援します	復興水産加工業 販路回復促進センター	03-3662-2040 13,14
1-10 食品事業者における原材料の調達安定化対策	輸入原材料の調達リスクが顕在化の中で、原材料調達先の多角化等が喫緊の課題となっているため、食品製造事業者等に対し、原材料調達先の多角化等の取組を支援します	水産庁漁政部加工流通課 大臣官房新事業・ 食品産業部食品製造課	03-6744-2350 03-6744-7180 15
1-11 食品産業労働生産性向上技術導入実証事業	AI、ロボット、IoT等を活用した自動化技術等を実際の現場にモデル的に導入、実証する取組や、先端技術の低コスト化や小型化に関する改良の取組を支援します	大臣官房新事業・ 食品産業部食品製造課 食品企業行動室	03-6738-6166 16,17
1-12 小規模企業者等設備貸与事業	小規模企業者等が必要な機械設備を機構が代わって購入し、貸与します	(公財)みやぎ産業振興機構 金融支援課	022-225-6636 18
1-13 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業	県内の事業所に省エネルギー設備を導入する事業者に対して、設備導入に要する経費の一部を補助します	宮城県環境生活部 環境政策課環境産業振興班	022-211-2664 19
1-14 みやぎ産業廃棄物3R等推進事業	県内の事業場における、産業廃棄物の3R(発生抑制・再資源化等)に資する設備の導入に要する経費の一部を補助します	宮城県環境生活部 循環型社会推進課資源循環企画班	022-211-3207 20~23
1-15 水産業電力コスト削減支援事業補助金	電気料高騰による県内水産加工業者への影響を緩和するため、電力コスト削減に繋がる設備等の導入に要する経費を補助します	宮城県水産林政部 水産業振興課流通加工班	022-211-2931 24,25
2 輸出・海外展開			
2-1 グローバル産地づくり推進事業	GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)に基づき、輸出に取組もうとする水産加工業者等への輸出診断、輸出産地形成に必要な計画策定、水産エコラベルの国内外への普及に向けた取組等を支援します	輸出・国際局輸出支援課 水産庁加工流通課	03-6744-7172 03-6744-2350 26,27
2-2 戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業 戦略的輸出拡大サポート事業	戦略的な輸出拡大へのサポート、高付加価値水産物の海外への販路拡大等を支援します	輸出・国際局輸出企画課	03-6738-7899 28
2-3 復興加工輸出促進支援事業	海外バイヤーとのマッチングを含む事前商談会等のサポートと、海外バイヤーを被災地に招へいし、商談会を行う取組を支援します	水産庁漁政部加工流通課 福島復興支援班	03-6744-2350 29
2-4 宮城県中小企業等外国出願支援事業	中小企業等による海外での知的財産活動の活性化を目的に、外国出願に要する経費の一部を補助します	(公財)みやぎ産業振興機構 地域連携推進課	022-225-6638 30

事業名	内容	問い合わせ先	ページ
2-5 【再掲】ものづくり・商業・サービス補助金	生産性向上を目指すため、設備投資にかかる費用を支援します	ものづくり補助金 宮城県地域事務局	022-222-5266 1.2
2-6 【再掲】食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備	水産加工食品等の輸出拡大に必要なHACCP及びISO、FSSC等の基準を満たす施設等の新設(かかり増し経費)及び改修、機器の整備を支援します	輸出・国際局輸出支援課 宮城県水産林政部 水産業振興課	03-6744-7172 022-211-2931 8.9
2-7 【再掲】グローバル産地づくり緊急対策事業(加工食品クラスター緊急対策支援事業)	加工食品の輸出拡大に向けて食品関連事業者が連携した加工食品のPRや実証試験、輸出先国の規制・ニーズに適合した商品開発・改良のために機械の改良・開発等を支援します	大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	03-6744-2068 10
2-8 【再掲】水産物輸出拡大連携推進事業	水産加工業者、輸出関係業者、漁業生産者等が連携して、国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築しようとする取組に対して支援します	水産庁漁政部加工流通課 指導班	03-3591-5612 11
2-9 【再掲】水産加工・流通構造改善促進事業	国産水産物の流通促進と消費拡大を図るため、①加工業者等が行う加工原料を新たな魚種に転換する取組、②学校給食向け加工品の開発及び低・未利用魚の有効活用等で連携して対処する取組を支援します	水産庁漁政部加工流通課 認証推進班	03-6744-2350 12
3 販路・商品開発			
3-1 復興加工EC販路マッチング支援事業	百貨店や高級スーパー等と連携しながら、新商品の開発・PR 活動を行う取組を支援します	水産庁漁政部加工流通課 福島復興支援班	03-6744-2350 31
3-2 バリューチェーン改善促進事業	水産バリューチェーン関係者が連携し、情報流・物流の効率化や先端技術の活用等を図ることで、克服しようとする取組等を支援します	水産庁漁政部加工流通課 指導班	03-3591-5612 32
3-3 新ハンズオン支援事業	事業者等の課題・ニーズに応じて、専門家を配置し、支援チームがワンストップで支援を執行します	復興庁企業連携推進室	03-6328-0267 33
3-4 ハンズオン支援	経営課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者の方々を対象に豊富な経験と実績をもつ専門家を派遣し、アドバイスを実施します	中小企業基盤整備機構 東北本部企業支援部	022-716-1751 34
3-5 事業再構築ハンズオン支援	ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、思い切った事業再構築に取り組む中小企業を、経営相談とハンズオン支援によりサポートします	中小企業基盤整備機構 東北支部企業支援部 支援推進課 企業支援課	022-399-9031 022-716-1751 35
3-6 宮城県よろず支援拠点	経営上の様々な悩みを専門分野のプロが解決します	宮城県商工会連合会	022-393-8044 36
3-7 水産加工業企業力強化支援事業	水産加工業が抱える様々な課題について専門家派遣により支援するほか、生産性の改善や新たな経営戦略の導入を目指す企業を伴走支援します	(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課	022-225-6697 37
3-8 中小企業販路開拓総合支援事業市場投入支援	専門家に委託してマーケティング調査を行うことで企業のマーケットインへの取組を支援します	(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課	022-225-6697 38
3-9 中小企業販路開拓総合支援事業販売力向上支援	専門家により販売力向上のための指導・助言を行い販売力の強化を支援します	(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課	022-225-6697 39
3-10 中小企業販路開拓総合支援事業引合せ支援	販路開拓ナビゲーターを活用した企業引合せを行い、新たな取引機会を提供します	(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課	022-225-6697 40
3-11 ホヤ等販路開拓・流通促進事業	県内の水産加工業者等が行う、ホヤ等の販路開拓、流通促進に資する取組を支援します	宮城県水産林政部 水産業振興課 販路開拓支援班	022-211-2954 41
3-12 みやぎの食材バリューチェーン構築プロジェクト	地域の食材等を活用した商品開発や持続可能社会の実現に向けた取組への支援、商談機会の創出により、食産業の各段階における活動を支援します	宮城県農政部 食産業振興課	022-211-2812 42.43
3-13 水産加工公開実験棟の利用	水産加工公開実験棟を拠点として商品開発・改良のための加工相談や、施設内の機器類を利用した技術支援を行います	宮城県水産林政部 水産技術総合センター	0225-93-6703 44
3-14 石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業	FDA又はEU基準に準拠したHACCP認証取得及びFSSC22000認証取得に係る申請等の直接的な費用又は認証取得のための専門家等の指導・助言等の委託費を助成します	石巻市産業部水産課 水産業振興係	0225-95-1111 (内線3514) 45
3-15 県産水産物等商品開発支援事業	県内の水産加工業者等が行う、県産水産物等の商品開発に資する取組を支援します	宮城県水産林政部 水産業振興課 販路開拓支援班	022-211-2954 46

事業名	内容	問い合わせ先	ページ
3-16 展示会・商談会等出展事業	県内の水産加工業者等が行う、展示会・商談会等への出展に要する経費の一部を補助します	宮城県水産林政部 水産業振興課 販路開拓支援班	022-211-2954 47
3-17 水産業連携活動促進事業	経営の安定化を図るため、経営課題の解決に向けて水産加工業者等が連携して取り組む活動に対して、専門家を派遣するなどの支援を行います	宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班	022-211-2931 48,49
3-18 【再掲】ものづくり・商業・サービス補助金	生産性向上を目指すため、設備投資にかかる費用を支援します	ものづくり補助金 宮城県地域事務局	022-222-5266 1.2
3-19 【再掲】小規模事業者持続化補助金	小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援します	持続化補助金 都道府県地方事務局 宮城県商工会連合会	022-225-8751 3,4
3-20 【再掲】中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）	新分野展開、業態転換、事業再編等、事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します	事業再構築補助金事務局	0570-012-08 (ナビダイヤル) 03-4216-4080 (IP電話) 5,6
3-21 【再掲】グローバル産地づくり緊急対策事業（加工食品クラスター緊急対策支援事業）	加工食品の輸出拡大に向けて食品関連事業者が連携した加工食品のPRや実証試験、輸出先国の規制・ニーズに適合した商品開発・改良のために機械の改良・開発等を支援します	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	03-6744-2068 10
3-22 【再掲】水産加工・流通構造改善促進事業	国産水産物の流通促進と消費拡大を図るため、①加工業者等が行う加工原料を新たな魚種に転換する取組、②学校給食向け加工品の開発及び低・未利用魚の有効活用等で連携して対処する取組を支援します	水産庁漁政部加工流通課 認証推進班	03-6744-2350 12
3-23 【再掲】復興水産加工業等販路回復促進指導事業及び水産加工業等販路回復取組支援事業	販路回復・新規開拓等のための専門家による個別指導やセミナー等の開催、必要な機器整備を支援します	復興水産加工業 販路回復促進センター	03-3662-2040 13,14
3-24 【再掲】食品事業者における原材料の調達安定化対策	輸入原材料の調達リスクが顕在化の中で、原材料調達先の多角化等が喫緊の課題となっているため、食品製造事業者等に対し、原材料調達先の多角化等の取組を支援します	水産庁漁政部 加工流通課 大臣官房新事業・ 食品産業部食品製造課	03-6744-2350 03-6744-7180 15
3-25 【再掲】復興加工輸出促進支援事業	海外バイヤーとのマッチングを含む事前商談会等のサポートと、海外バイヤーを被災地に招へいし、商談会を行う取組を支援します	水産庁漁政部加工流通課 福島復興支援班	03-6744-2350 29
4 生産性向上			
4-1 IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）	労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX、サイバーセキュリティ対策等のためのITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します	サービス等生産性向上 IT導入支援事業 コールセンター	0570-666-424 (ナビダイヤル) 042-303-9749 (IP電話) 50,51
4-2 産地水産加工業イノベーションプラン支援事業	地域の水産加工業者の将来を担う中核人材の育成に係る取組（研究、視察等）や、関係機関や異業種と連携した事業の協業化等により産地水産加工業者が生産性向上を図ろうとする取組を支援します	水産庁漁政部加工流通課 加工振興班	03-6744-2349 52,53
4-3 【再掲】ものづくり・商業・サービス補助金	生産性向上を目指すため、設備投資にかかる費用を支援します	ものづくり補助金 宮城県地域事務局	022-222-5266 1.2
4-4 【再掲】食品事業者における原材料の調達安定化対策	輸入原材料の調達リスクが顕在化の中で、原材料調達先の多角化等が喫緊の課題となっているため、食品製造事業者等に対し、原材料調達先の多角化等の取組を支援します	水産庁漁政部 加工流通課 大臣官房新事業・ 食品産業部食品製造課	03-6744-2350 03-6744-7180 15
4-5 【再掲】食品産業労働生産性向上技術導入実証事業	AI、ロボット、IoT等を活用した自動化技術等を実際の現場にモデル的に導入、実証する取組や、先端技術の低コスト化や小型化に関する改良の取組を支援します	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課食品企業行動室	03-6738-6166 16,17
4-6 【再掲】新ハズオン支援事業	事業者等の課題・ニーズに応じて、専門家を配置し、支援チームがワンストップで支援を実施します	復興庁企業連携推進室	03-6328-0267 33
4-7 【再掲】ハズオン支援	経営課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者の方々を対象に豊富な経験と実績をもつ専門家を派遣し、アドバイスを実施します	中小企業基盤整備機構 東北本部企業支援部	022-716-1751 34
4-8 【再掲】事業再構築ハズオン支援	ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、思い切った事業再構築に取り組む中小企業を、経営相談とハズオン支援によりサポートします	中小企業基盤整備機構 東北支部企業支援部 支援推進課 企業支援課	022-399-9031 022-716-1751 35
4-9 【再掲】宮城県よろず支援拠点	経営上の様々な悩みを専門分野のプロが解決します	宮城県商工会連合会	022-393-8044 36

事業名	内容	問い合わせ先	ページ
4-10 【再掲】水産加工業企業力強化支援事業	水産加工業が抱える様々な課題について専門家派遣により支援するほか、生産性の改善や新たな経営戦略の導入を目指す企業を伴走支援します	(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課	022-225-6697 37
4-11 【再掲】水産業連携活動促進事業	経営の安定化を図るため、経営課題の解決に向けて水産加工業者等が連携して取り組む活動に対して、専門家を派遣するなどの支援を行います	宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班	022-211-2931 48.49
5 雇用・人材育成・確保			
5-1 中小企業大学校仙台校	年間を通して中小企業の経営課題を解決し、活力ある企業ヘリドしていく人材を育成するための研修を実施しています	中小企業基盤整備機構 東北本部 (中小企業大学校 仙台校)	022-392-8811 54
5-2 事業継続力強化支援	自然災害の頻発、感染症の流行など、事業活動の継続に支障をきたす事態に直面した際の経営力を強化するため、「事業継続力強化計画」の策定を支援します	中小企業基盤整備機構 東北本部企業支援部	022-716-1751 55
5-3 「女性が輝く」みやぎの水産加工業創生事業	事業の中核になう人材として女性の採用・登用を進める企業や、女性が働きやすく、活躍できる体制の構築等を目指す企業に専門家を派遣し、企業の体制づくりを支援します	宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班	022-211-2931 56
5-4 【再掲】水産業連携活動促進事業	経営の安定化を図るため、経営課題の解決に向けて水産加工業者等が連携して取り組む活動に対して、専門家を派遣するなどの支援を行います	宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班	022-211-2931 48.49
5-5 【再掲】産地水産加工業イノベーションプラン支援事業	地域の水産加工業者の将来を担う中核人材の育成に係る取組(研究、視察等)や、関係機関や異業種と連携した事業の協業化等により産地水産加工業者が生産性向上を図ろうとする取組を支援します	水産庁漁政部 加工流通課加工振興班	03-6744-2349 52.53
6 原料			
6-1 特定水産物供給平準化事業	水揚げ量の季節変動等の影響を受ける水産物を買取・保管し、水産加工業者等の必要な時期に提供する取組を支援します	水産物安定供給 推進機構 水産庁漁政部 加工流通課調整班	03-3254-7044 03-6744-2350 57
6-2 特定水産物供給平準化事業 (原材料転換対策)	国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ原材料を転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する取組を支援します	水産物安定供給 推進機構 水産庁漁政部 加工流通課調整班	03-3254-7044 03-6744-2350 58
6-3 海況変化を見据えた新たな水産資源の持続的活用 推進事業	水揚量が近年増加しているものの加工原料としての利用率の低い「暖水性魚類」や、加工原料として認知されていない「低・未利用魚種」、加工工程上やむを得ず残渣として排出されている「未利用部位」の加工原料化を目指す企業に対し、技術的な支援を行います	水産技術総合センター 水産加工開発チーム	0225-93-6703 59
6-4 【再掲】水産加工・流通構造改善促進事業	国産水産物の流通促進と消費拡大を図るため、①加工業者等が行う加工原料を新たな魚種に転換する取組、②学校給食向け加工品の開発及び低・未利用魚の有効活用等で連携して対処する取組を支援します	水産庁漁政部 加工流通課認証推進班	03-6744-2350 12
6-5 【再掲】食品事業者における原材料の調達安定化対策	輸入原材料の調達リスクが顕在化する中で、原材料調達先の多角化等が喫緊の課題となっているため、食品製造事業者等に対し、原材料調達先の多角化等の取組を支援します	水産庁漁政部 加工流通課 大臣官房新事業・ 食品産業部食品製造課	03-6744-2350 03-6744-7180 15
7 後継者(事業承継)			
7-1 事業承継・引継ぎ支援事業 (事業承継・引継ぎ補助金)	M&Aを契機として新しいチャレンジを行う事業者に対し、経費を支援します	事業承継・ 引継ぎ補助金事務局 1. 経営革新について 2. 専門家活用/ 廃業・再チャレンジ	1. 050-3615-9053 2. 050-3615-9043 60.61
7-2 宮城県事業承継・引継ぎ支援センター	国が設置する公的相談窓口で、事業承継のため支援機関ネットワークの構築と支援活動のサポートにより中小企業者の支援ニーズの掘起しを行うとともに、事業承継に課題を抱える中小企業者からの相談を幅広く受け入れる機関です	(公財)みやぎ産業振興機構 宮城県事業承継・ 引継ぎ支援センター	022-722-3884 62

8 資金

事業名	内容	問い合わせ先	ページ
8-1 水産加工資金	水産加工品の製造又は加工の高度化及び事業基盤の強化を促進することによって、水産加工品の安定供給を図るために必要な長期かつ低利の資金ニーズに応えています	株式会社日本政策金融公庫 (事業資金相談ダイヤル)	0120-154-505 63
8-2 被災した中小企業向けの融資制度 (みやぎ中小企業復興特別資金)	東日本大震災で被害を受けた方の復旧・復興を支援します	宮城県経済商工観光部 商工金融課商工金融班	022-211-2744 64
8-3 被災中小企業者対策資金利子補給事業	「被災した中小企業向けの融資制度(みやぎ中小企業特別資金)」を利用している事業者に対して利子補給することにより、復旧・復興を支援します	宮城県経済商工観光部 商工金融課商工金融班	022-211-2744 65
8-4 伴走支援型特別資金	新型コロナウイルス感染症等により売上高や利益率が減少した中小企業者に対して保証料補助を行うことにより、民間金融機関を活用した資金繰りを実施します	宮城県経済商工観光部 商工金融課商工金融班	022-211-2744 66
8-5 がんばる中小企業応援資金	中小企業等が既存事業の見直しや、新事業の実施等を通じて経営基盤の強化を図る際、必要となる資金の融通を円滑にし、その取組を支援することを目的とした資金です	宮城県経済商工観光部 商工金融課商工金融班	022-211-2744 67
8-6 一般資金	中小企業等が事業経営に必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とした資金です	宮城県経済商工観光部 商工金融課商工金融班	022-211-2744 68
8-7 宮城県産業復興相談センター	当センターでは面談や受領資料を通じて、被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、課題の解決に向けて、専門家がきめ細かなサポートを実施し、経営支援・再生支援等を行います	(公財)みやぎ産業振興機構 宮城県産業復興相談センター	022-722-3858 69
8-8 宮城県中小企業活性化協議会	企業再生の経験豊富な専門家が常駐し、相談内容に応じたアドバイス等を行います。面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や具体的な課題を抽出し、課題の解決に向けて適切なアドバイスを行います	(公財)みやぎ産業振興機構 宮城県中小企業活性化協議会	022-722-3872 70
8-9 みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業	地域資源等の活用により新商品等の開発を行う方を支援するため、当該開発に係る事業計画を募集し、優れた案件と認められるものに対して事業経費の一部を助成します	(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課	022-225-6697 71
8-10 漁業近代化資金	水産加工業者等が水産物加工施設の取得等、資本整備の高度化を図り、その経営の近代化を図るために必要な長期かつ低利の資金ニーズに応えています	宮城県水産林政部 水産業振興課 企画推進班	022-211-2935 72
8-11 水産加工経営改善促進資金	国際的な水産資源の保存・管理の強化、わが国周辺水域の水産資源の減少といった水産加工業を巡る環境の著しい変化に対処して、水産加工業者等の経営の維持安定及び食用水産加工品の安定供給を図るために必要な資金を融資します	宮城県水産林政部 水産業振興課 企画推進班	022-211-2935 73
8-12 水産加工業経営維持安定資金	水産加工業を巡る環境の著しい変化等により経営が困難となっている水産加工業者に対し、その経営の再建を図るため緊急に必要な固定化債務の整理等に必要な資金を融通します	宮城県水産林政部 水産業振興課 企画推進班	022-211-2935 74
8-13 水産加工原魚購入資金	水産加工業者等の加工用原魚購入のために必要な資金を、宮城県漁業協同組合や金融機関と協調して低利で融通します	宮城県漁業協同組合 信用共済部融資審査課	0225-21-5715 75
8-14 水産金融円滑化対策資金	水産金融の円滑な融資と水産業者の倒産等に係る影響を緩和するために必要な資金を、宮城県漁業協同組合と協調して低利で融通します	宮城県漁業協同組合 信用共済部融資審査課	0225-21-5715 76

「ものづくり・商業・サービス補助金」で 新製品・サービスの開発や生産プロセス改善等を支援！

事業環境変化に合わせた支援を用意！

補助上限額 750万円～5,000万円、補助率 1/2～2/3

特に、賃上げやグリーン、海外市場開拓の支援を拡充！

賃上げに取り組む
事業者に、
補助上限を
引き上げて支援！



グリーン枠を拡充し、
3段階の上限設定
で幅広い省エネ
ニーズを取込み！



海外市場開拓に取り組む
事業者ブランディング
・プロモーション等の費用を
支援！



生産性向上を目指すなら、誰もが使える！

以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定・実施する中小企業等※なら、どなたでも応募可能。

- 付加価値額
+ 3%以上/年
- 給与支給総額
+ 1.5%以上/年
- 事業場内最低賃金
地域別最低賃金 + 30円

※業種によって定義が異なりますが、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。
また、革新性や事業性等の審査がございます。公募締切毎に異なりますが、2倍程度の採択倍率です。

「使いやすさ」が向上！



切れ目ない公募により
最適なタイミングでの申請、
十分な準備・事業期間の確保が可能に！



あらゆる補助金の手続きを
一つのポータルサイトに集約！
(J-Grants)

※詳細は裏面をご確認ください。

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置

様々なメニューで、生産性向上を目指す取組を支援！

※赤字で記載されている内容は、令和4年度第2次補正予算分から新たに加わる内容です。

概要	補助上限 <small>※補助上限額は従業員数に応じて異なる。</small>	補助率
通常枠 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～ 1,250万円	1/2、 2/3(小規模・ 再生事業者)
回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者※が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 <small>※前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。</small>	750万円～ 1,250万円	2/3
デジタル枠 DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～ 1,250万円	2/3
グリーン枠 温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	エントリー 750万円～ 1,250万円	2/3
	スタンダード 1,000万円～ 2,000万円	
	アドバンス 2,000万円～ 4,000万円	
グローバル市場開拓枠 海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。 <u>海外市場開拓（JAPANブランド）</u> 類型では、 <u>海外展開に係るブランディング・プロモーション</u> 等に係る経費も支援。	3,000万円	1/2、 2/3(小規模 事業者)



大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乘せ。（回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く）

活用例

通常枠

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発
- ・「食べられるクッキー生地のコピーカップ」の製造機械を新たに導入

デジタル枠

- ・属人的な作業を省力化するため、顧客・受注・作業員を一体的に管理するシステムを導入
- ・AIを導入した高精度な自律移動式無人搬送ロボットの試作開発

グリーン枠

- ・炭素生産性向上が図れる製造装置を導入しつつ、従来から製造していた部品の高品質化
- ・「エコマテリアル」素材を導入し、環境負荷が少ないクリーンな製品の試作開発

グローバル市場開拓枠

- ・海外市場獲得を目的とした新製品開発のため、製造機械の導入や展示会への出展
- ・日本に来日する外国人をターゲットとした予約システムの開発

<今後のスケジュール>

○令和4年度第2次補正予算

2023年1月11日（水）第14次公募開始

3月24日（金）電子申請システムでの応募受付開始

4月19日（水）応募締切

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください



ものづくり補助金総合サイト

重要！ 本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要です。
ID取得に一定の期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID

検索



地域を支える小規模事業者等の皆様へ

「小規模事業者持続化補助金」 が拡充されます

持続化補助金で販路開拓！！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上額】

50～200万円

⇒ 免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。(最大250万円)

(詳細は、裏面をご確認ください)

【補助率】

2 / 3 (貸金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3 / 4)

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置



措置内容

令和4年度第2次補正予算において、「一律に50万円の補助上限上乗せ」をします(最大250万円)。

免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者(インボイス転換事業者)を対象に、全ての枠で一律に50万円の補助上限を上乗せし、販路開拓(税理士への相談費用を含む)を支援します。

	通常枠	特別枠		
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠
補助率	2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は 3 / 4)			
補助上限	50万円	200万円		
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ			

【申請要件】

- 賃金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者
- 卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者
- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうち適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者

※過去の公募回において、「インボイス枠」で採択され事業を実施した事業者は、「インボイス特例」の対象外です。
※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を増設**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

活用例

今後のスケジュール

受付開始：2023年3月10日（金）

応募締切：2023年6月1日（木）【第12回受付締切】
2023年9月7日（木）【第13回受付締切】
※第14回受付締切のスケジュールについては、今後改めてご案内します。

応募方法：原則jGrantsによる電子申請
※電子申請に必要なGビズIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、電子申請をお考えの方は、先にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。

事務局HP：



[商工会地区HP](#)

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。



[商工会議所地区HP](#)

03-6632-1502



[jGrants \(ID取得\)](#)

事業の再構築に 取り組む皆様へ

事業再構築補助金のご案内

- ✓ 大胆な賃上げや、グリーンを含む成長分野への再構築、規模拡大を促進
- ✓ 市場規模が縮小する業種・業態等からの転換を支援
- ✓ 新型コロナ・物価高騰等により業況が厳しい事業者も引き続き支援

詳しくは裏面

事業再構築補助金

- * 成長分野への転換を図る事業者(成長枠)について、グリーン成長枠と同様に売上高減少要件を撤廃します。また、大胆な賃上げに取り組む場合に更なるインセンティブ(補助率・補助上限の引上げ)を措置し、賃上げを強力に支援します。
- * グリーン成長枠について、要件を緩和した類型を創設し、使い勝手を高めます。
- * 市場規模が縮小する業種・業態からの転換や、円安を活かした国内回帰を図る事業者を支援する特別枠を創設します。
- * 物価高騰等で業況が厳しい事業者や最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者への高い補助率での支援を継続します。

- * 対象要件：①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと
②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%（申請類型により異なる）以上増加等

- * 対象経費：建物費、機械装置・システム構築費、研修費、廃業費等（一部の経費には制限あり）

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
成長枠 (成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者向け)	2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円(※2)	中小1/2 中堅1/3
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者向け)	<エントリー> 中小:4,000万円、6,000万円、 8,000万円(※2) 中堅1億円	中小1/2 中堅1/3
	<スタンダード> 中小:1億円、中堅:1.5億円	
産業構造転換枠 (国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け)	2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円(※2) 廃業を伴う場合2,000万円上乘せ	中小2/3 中堅1/2
サプライチェーン強靱化枠 (海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者向け)	最大5億円	中小1/2 中堅1/3
物価高騰対策・回復再生応援枠 (業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者向け)	1,000万円、1,500万円、 2,000万円、3,000万円(※2)	中小2/3(一部3/4) 中堅1/2(一部2/3)
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者向け)	500万円、1,000万円、 1,500万円(※2)	中小3/4 中堅2/3

(※1) 補助下限額は100万円、(※2) 従業員規模により異なる

更なる支援措置(成長枠とグリーン成長枠のみ対象)

【規模拡大】補助事業終了後3～5年で中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者の**上限上乘せ**

【賃上げ】①**継続的な賃金引上げ及び従業員の増加**に取り組む事業者の**上限上乘せ**

②**補助事業期間内に賃上げ要件を達成**した場合、**補助率を中小2/3、中堅1/2に引上げ**

参考 業況の厳しい事業者が行う事業再構築を人材の育成・確保の面から効果的に促すため、令和5年度より厚生労働省において産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース)を創設しました。

(厚生労働省ホームページURL及びQRコード)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinjigyou-saikouchiku.html



お問い合わせ先

事業再構築補助金 コールセンター

<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

現在の公募→
情報はこちら



『産地市場や加工施設などの共同利用施設を整備したい』

(令和5年度当初予算)

①浜の活力再生・成長促進交付金

(令和4年度補正予算)

②水産業競争力強化緊急施設整備事業

水産業のスマート化を推進する取組に必要な共同利用施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な共同利用施設の整備、衛生環境を強化するために必要な共同利用施設の整備等を支援することにより、水産業の成長産業化を推進します。

対象となる方

①の事業の場合

浜プランに参画する水産加工業協同組合、又は、水産加工業又は水産流通業の発展を目的とする団体・法人(水産加工業者又は水産流通業者(5人以上)が主たる構成員となる団体)

②の事業の場合

広域浜プラン(浜プラン)に参画する水産加工業協同組合

支援対象施設及び補助率

(1)対象施設

鮮度保持施設、加工処理施設、荷さばき施設、廃棄物等処理施設、加工流通作業等軽労化施設、衛生環境強化施設など

(2)補助率

事業費の1/2以内、4/10以内、1/3以内

ご利用方法

事業を実施する際は都道府県水産部局に申請してください。また、詳しくは、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話:03-6744-2350

各都道府県 水産部局

『農林水産物・食品の輸出の拡大に向け、HACCP等に対応した施設や機器の整備を行いたい』

(令和4年度補正予算)

(令和5年度当初予算)

食品産業の輸出向けHACCP等 対応施設の整備

輸出向け HACCP 等の認定・認証の取得による輸出先国の規制等への対応に取り組む食品製造事業者等の方向けに施設や機器の整備、コンサルティングや認証取得等に必要な費用を支援します。

対象となる方

輸出を行う計画をもつ食品製造業者、食品加工業者、食品流通事業者、中間加工業者など。(例:肉製品、水産加工品、農産加工品、菓子や卵製品などあらゆる食品の製造・加工業者)

応募には、輸出事業計画及び事業実施計画書の作成が必要となります。
また、応募にはHACCPチームの編成等の一定の要件があります。

支援内容

(1) 施設等整備事業

輸出向けHACCP等の認定・認証取得に向けた対応や検疫等の輸出先国の規制への対応に必要な施設・設備の整備(新設・増築(掛かり増し分)、改修)及び機器の整備を支援。

【対象施設・機器の例】

施設の衛生管理の強化に向けた排水溝・床・壁等の改修、エアーシャワー・殺菌機等の衛生管理設備の導入、温度管理を要する装置・設備の導入、等

(2) 効果促進事業

認証取得に向けたコンサルティング費や認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る研修費等、上記(1)の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な費用を支援。(1)の事業費の20%以内)

交付額及び交付率

(1) 交付額

(令和4年度補正) 上限5億円、下限250万円

(令和5年度当初) 上限3億円、下限500万円

(2) 交付率

1/2以内

農林水産物・食品の輸出の拡大に向けた施設・設備の整備を支援します！

施設等整備事業

① HACCP 等の認定取得に必要な規格を満たすための施設・設備

② 輸出先国のパイヤー等が求める ISO、FSSC、JFS-C 等の認証取得に必要な施設・設備

③ 検疫や添加物等の輸出先国の規制に対応するための施設・設備

効果促進事業

施設整備と一体となってその効果を一層高めるために必要な費用(コンサルティング費用等)



空気を經由した汚染の防止設備
(パーティション)の導入



施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、
床、壁等の改修



温度管理を要する装置・設備の導入

ご利用方法

整備を行う施設等が所在する都道府県窓口へご連絡願います。都道府県窓口リストは以下に掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

要望調査への応募をお考えの方は、以下のページをご確認の上、整備する施設の所在する都道府県窓口にご相談ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

【 お問い合わせ先 】

北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 電話:011-330-8810

東北農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:022-221-6402

関東農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:048-740-5351

北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:076-232-4233

東海農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:052-223-4619

近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:075-414-9101

中国四国農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:086-230-4258

九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:096-300-6201

内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 電話:098-866-1673

事業全体に関する問い合わせ窓口

輸出・国際局 輸出支援課

電話:03-6744-7172

『地域の魅力ある商品の関係者が連携する輸出取組等を行いたい』

(令和4年度補正予算)

グローバル産地づくり緊急対策事業 (加工食品クラスター緊急対策支援事業)

加工食品の輸出拡大に向けて、食品関連事業者が連携した加工食品のPRや実証試験、輸出先国の規制・ニーズに適合した商品開発・改良のために機械の改良・開発等を支援します。

対象となる方

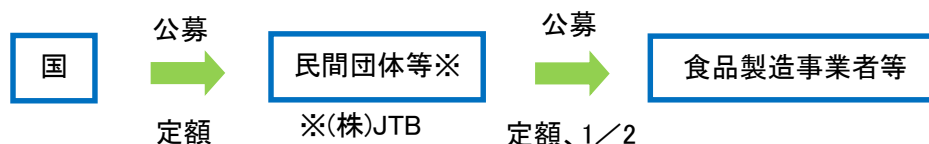
加工食品の輸出拡大を目指す食品製造事業者等
(ただし、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年11月30日)に記載のある清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油、地域の特色ある食品を優先。)

支援内容

- (1)加工食品のPR、実証試験、輸出人材育成等
加工食品の輸出について、新規開拓・商流拡大に向けたPRや実証試験、また、規制・ニーズに対応する商品の開発・改良、輸出人材育成に係る費用等。
 - (2)輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良のために必要な機械の改良・開発等
規制・ニーズ等に対応する新商品の開発・改良、大ロット製造のために必要な施設整備に係る費用等。
- 補助率
補助率は、補助の対象となる経費について**定額**又は**1/2以内**を助成します。
 - 要件
 - ・輸出事業計画の認定(事業実施期間中)
 - ・輸出先国のマーケット事情に精通した専門家(コンサル、商社等)等との連携

ご利用方法

■ 事業スキーム



公募時に関係機関に必要書類を提出してください。

【 お問い合わせ先 】

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

電話：03-6744-2068

『原材料仕入先や輸出商社などと組むことで、課題を克服し、輸出拡大に取り組みたい』

輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち 水産物輸出拡大連携推進事業

生産・加工・流通・輸出等の水産バリューチェーン関係者が連携して国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築しようとする取組に対して支援します。

対象となる方

①から③までの各段階に所属する民間団体等の参加は必須とし、①から⑤までで構成される水産物輸出拡大連携協議会

- ①生産段階: 漁業者、養殖業者又はこれらの者が構成する団体
 - ②加工・流通段階: 水産加工、卸売、物流等の業を営む事業者又はこれらの者が構成する団体
 - ③輸出段階: 我が国から海外への水産物の輸出の業を営む事業者又はこれらの者が構成する団体
 - ④行政・試験研究機関
 - ⑤その他の民間団体等
- ※ただし、日本国内に所在する民間団体等のみに限ります。

支援内容

(1)輸出バリューチェーン改善検討事業(補助率:定額)

輸出拡大連携協議会の運営や事業計画の深化及びシステム・新技術等の検討・調査等に要する経費を支援します。

(2)輸出バリューチェーン改善システム等導入事業(補助率:1/2以内)

電子システムの開発・導入、水産物の加工や集出荷、貯蔵、販売等のための機器・資材の購入等に要する経費を支援します。

(3)輸出バリューチェーン改善実証事業(補助率:1/2以内)

新製品の試験製造・輸出、電子システムの運用等、協議会が行う取組の効果・持続可能性を実証するために必要な経費等を支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

水産庁が実施する公募に対して課題提案書を提出して応募する必要があります。ご不明の点については下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】
水産庁漁政部加工流通課指導班
電話: 03-3591-5612

『不漁魚種からの原材料転換や企業連携等により、 国産水産物由来加工品のマーケットを拡大したい』

水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業のうち 水産加工・流通構造改善促進事業

国産水産物の流通促進と消費拡大を図るため、①加工業者等が行う加工原材料を新たな魚種に転換する取組、②加工業者等が学校給食向け加工品の開発及び低・未利用魚の有効活用等で連携して対処する取組を支援します。

対象となる方

水産加工業者等又はこれらの団体

支援内容

(1) 対象の取組

①魚種転換プロジェクト

漁獲量が減少し入手困難な魚種(スルメイカ、サンマなど)から漁獲量が豊富な魚種等新たな魚種に加工原材料を転換する取組

②連携プロジェクト

加工業者等が他の関係事業者と2者以上で「連携協議会」を組織し、単独では対応が困難な課題に効果的に対応するための取組

(2) 対象経費

市場調査・商談等旅費、コンサルティング経費、プロモーション資材等作成費、加工機器・資材*、流通機器・資材*など

*連携プロジェクトにおける加工機器・資材及び流通機器・資材経費の支援は、

- ・ 学校給食向け加工品の開発、又は低・未利用魚(国、地公体等が資源管理措置の対象としている魚種は除く)への原材料転換・有効活用を図る取組
- ・ 別途実施する「バリューチェーン改善促進事業」(事業実施計画の承認を得た年度に限る。)又は水産庁が認定した「産地水産加工業イノベーションプラン支援事業」(当該プランの認定を受けた翌年度に限る。)を实践する取組

のいずれかの場合に限ります。

(3) 補助率 対象経費の1/2の範囲内

ご利用方法

- (1) 国産水産物流通促進センターへ課題提案書を提出。事業評価審査委員会の審査を経て、プロジェクト実施者として選定されます。
- (2) 国産水産物流通促進センターの指示に従い、補助金の交付等の手続きを行います。
- (3) 本事業の詳細やこれまでの取組実績などは、国産水産物流通促進センターホームページ(<http://www.fish-jfrca.jp/suisan/>)を参照してください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課認証推進班

電話: 03-6744-2350

『東日本大震災被災地産の水産加工品の販路を回復・開拓したい』

水産業復興販売加速化支援事業のうち 復興水産加工業等販路回復促進指導事業 及び水産加工業等販路回復取組支援事業

被災地(青森～千葉の各県、栃木県及び群馬県)の水産加工業者に対し、販路回復・新規開拓等のための専門家による個別指導やセミナー等の開催、必要な機器整備を支援します。

対象となる方

東日本大震災の被災地で水産加工業を営む事業者等

なお、この事業において被災地とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県の8県において著しい被害があった地域とします。

支援内容

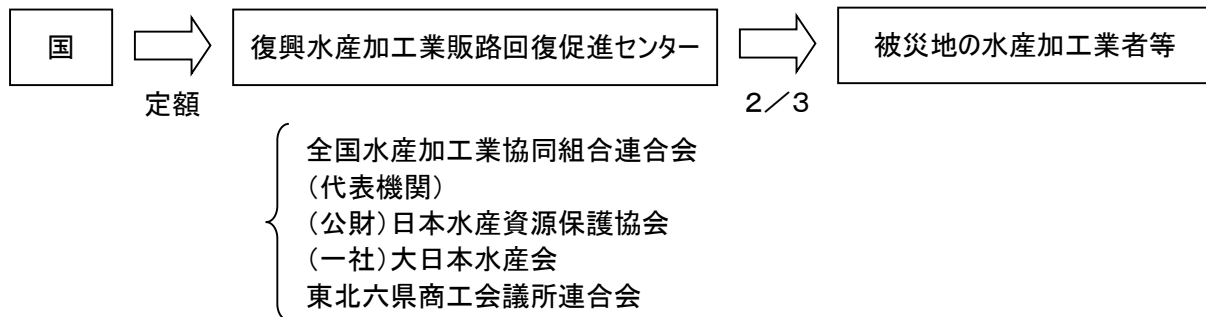
(1) 復興水産加工業等販路回復促進指導事業(補助率:定額)

- ① 復興水産販路回復アドバイザーによる現地指導事業
復興水産販路回復アドバイザー(商品開発コーディネーター、6次産業化プランナー、地域活性化支援アドバイザー等の専門家)による販路回復等に向けた個別指導に対して支援します。
- ② 販路回復セミナーの開催
商談力や加工技術の向上、輸出の取組方法等、販路の回復・開拓に役立つテーマについての専門家等を講師としたセミナーの開催を支援します。
- ③ 商談会の開催
被災地水産加工品の安全性のアピールや震災で失った販路の回復のため、全国の主要な消費地において商談会を開催し、その出展経費を支援します。
- ④ 特設WEBサイトや外食店等を活用した情報発信
被災地水産加工品の情報を集約した特設サイト「UMIUMA(うみうま)」により、おいさと魅力を発信するとともに、外食店等において被災地水産加工品を活用したメニューの提供により、販路拡大を支援します。

(2) 水産加工業等販路回復取組支援事業(補助率:2/3)

被災地の水産加工業者の、販路回復・新規創出等に向けた取組に必要な加工機器の整備や新商品開発、マーケティング調査等に必要な経費を支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

詳しくは、下記お問い合わせ先の復興水産加工業販路回復促進センターまでお問い合わせください。また、これまでの取組実績等は同センターのホームページを参照してください。

【 お問い合わせ先 】

復興水産加工業販路回復促進センター
(代表機関: 全国水産加工業協同組合連合会)

電話: 03-3662-2040

URL: <http://www.fukko-hanro.jp/>

『加工原材料を安定的に調達して、 価格高騰に打ち勝って水産加工業を継続したい』

(令和4年度補正予算)

食品事業者における原材料の調達安定化対策

近年の新型コロナの感染拡大やウクライナ情勢等の影響により、幅広い輸入食品原材料の価格高騰等が進むなど、輸入原材料の調達リスクが顕在化する中で、食品製造事業者においては、原材料調達先の多角化等が喫緊の課題となっています。このため、食品製造事業者等に対し、原材料調達先の多角化等の取組を支援することで、原材料調達に関するリスクに対応し、フードサプライチェーンの強化を図ります。

対象となる方

食品製造事業者等

支援内容

1. 食品原材料調達先多角化支援

原材料調達先の多角化等を通じた調達の安定化のため、原材料切替等に伴う新商品の開発・製造・販売に必要な機械・設備等の導入、調査、包装・資材、PR等を支援します。

(1)補助率 1/2

(2)補助上限額 1件あたり2億円(下限100万円)

(3)補助対象経費

①食品表示変更に伴う包装資材の更新費用、②新商品開発に伴う機器導入費用、③試作品製造時の原材料費用、④試作品製造時の機械費用、⑤新商品開発調査費用、⑥新商品等の製造ラインの変更・増設、⑦新商品等PR費用

2. 生産性向上によるコスト削減等支援

輸入原材料等を用いる製造ラインにおいて行う生産性向上によるコスト削減(省人化(揚げ油の劣化防止装置の導入等を含む)・省力化)又は包装資材の変更など環境に配慮した取組に必要な機械・設備等の導入、新商品の開発・製造・販売・PR等を支援します。

(1)補助率 1/2

(2)補助上限額 1件あたり2億円(下限100万円)

(3)補助対象経費

①食品表示変更に伴う包装資材の更新費用、②製造ラインの変更・増設、一部機器導入費用(設置費用含む)、③新商品等PR費用

ご利用方法

事業の詳しい内容等については、下記にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

(株)日本能率協会コンサルティング

電話:03-6705-0260

水産庁漁政部加工流通課

電話:03-6744-2350

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

電話:03-6744-7180

『ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用して 生産性向上を図りたい』

食品産業の国際競争力強化緊急対策事業のうち 食品産業労働生産性向上技術導入実証事業

AI、ロボット、IoT 等を活用した自動化技術等を実際の現場にモデル的に導入、実証する取組や、先端技術の低コスト化や小型化に関する改良の取組を支援します。

対象となる方

水産加工業者を含む食品製造事業者、外食事業者、機械メーカー等

支援内容

生産性向上に向けた先端技術のモデル実証・改良(補助率:1/2)

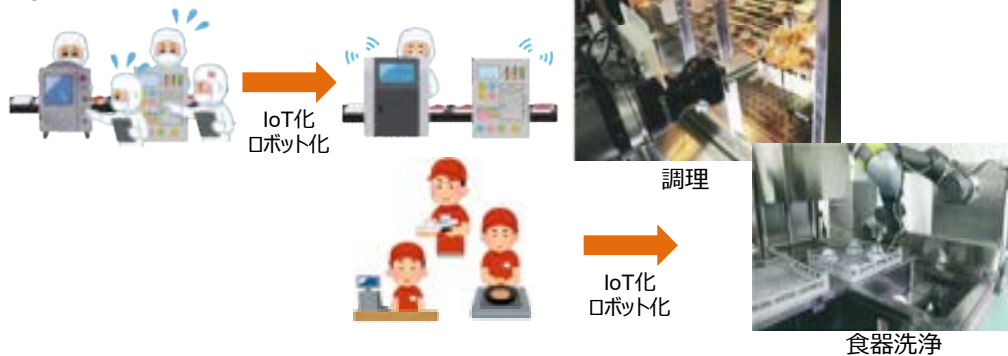
① モデル実証

AI、ロボット、IoT 等を活用した食品の製造・品質管理等の自動化、リモート化技術、さらにはコロナ対策の更なる向上のための非接触型技術を実際の食品製造や飲食店等の現場にモデル的に導入、実証する取組を支援します。

② 改良

AI、ロボット、IoT 等を活用した自動化技術等を、業界の大宗を占める多くの中小企業が導入できるよう、低コスト化や小型化に関する改良の取組を支援します。

①モデル実証



②改良



ご利用方法

- ・支援を受けたい食品製造事業者、外食事業者、機械メーカー等は、事業実施主体（民間団体等）が行う公募に応募いただきます。
- ・応募する場合は、所定の様式に則り事業計画書のほか、申請書等提出書類一式を作成し、事業実施主体に提出していただきます。
（提出された事業計画書等は、外部有識者等で構成された審査委員会で審査され、審査結果に基づいて、事業を実施する事業者の採択の決定が行われます。）
（応募すれば、必ず採択されるとは限りませんので、ご留意願います。）
（採択された事業者名の情報は、事業実施主体のHPで公表されます。）
- ・本事業により導入、実証または改良した技術、ノウハウについては、広く情報発信を図る、安価で他社に提供を行うなど、広く技術の横展開に努めていただきます。

■ 事業の流れ



※(株)日本能率協会コンサルティング

【 お問い合わせ先 】

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課食品企業行動室

電話：03－6738－6166

『機械設備を導入したい。』

小規模企業者等設備貸与事業

小規模企業者等が必要な機械設備を(公財)みやぎ産業振興機構が代わって購入し、長期、低利の割賦販売により貸与することで創業及び経営革新を促進します。

対象となる方

- 県内に工場・店舗を有している事業所(小規模企業者)
- ・常用従業員数が20名以下(商業・サービス業は5名以下)
- ※条件を満たせば50人まで受付可能

対象施設及び限度額等

- (1) 対象設備
 - ・産業機械や印刷機、建設用機械など小規模企業者等の事業の用に供する設備
 - ・機械設備の導入により、経常利益と付加価値の一定以上の向上見込みが必要
- (2) 限度額
100万円以上1億円以下
- (3) 損料率
1.1~1.9%(基準金利1.5%)
※審査基準に基づく格付け連動金利
- (4) 返済期間
3~10年以内

※ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 金融支援課

電話:022-225-6636

『省エネルギー設備への更新等に取り組みたい』

みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (高効率設備等導入事業)

県内の事業所に省エネルギー設備を導入する事業者に対して、設備導入に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

宮城県内に事業所を有する法人等

対象事業

県内事業所で実施する省エネルギー設備の更新事業で、12月28日までに事業が完了する、費用対効果 0.001 (t-CO₂/千円・年)以上、補助対象経費 100万円以上のものが対象です。

支援内容

区分	要件	補助率	補助上限額
①脱炭素化枠	建築物におけるZEBの実現又はSBTの達成に必要な設備の導入事業	1/2 以内	1,000 万円
②大規模削減枠	100t-CO ₂ /年以上の排出削減を行う設備の導入事業	1/2 以内	1,000 万円
③EMS枠	エネルギーマネジメントシステム(EMS)を併設した省エネルギー設備の導入事業	EMS:1/2 以内 設備:各枠の補助率	500 万円
④診断枠	省エネルギーセンター等が行う省エネルギー診断の結果に基づき実施する省エネルギー設備の導入事業	1/2 以内	500 万円
⑤県産枠	県認定製品の省エネルギー設備の導入事業	1/2 以内	500 万円
⑥一般枠	上記①から⑤以外の省エネルギー設備の導入事業	1/3 以内	500 万円
⑦断熱改修等枠	①～⑥の事業に併せて、当該設備のエネルギー使用量の削減効果を高めるために断熱改修等を行う事業に対し、上乘せで補助するもの	1/2 以内	1,000 万円

募集期間

令和5年3月31日(金)から令和5年5月31日(水)まで

利用方法

詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r5miyagico2.html>

【お問い合わせ先】

宮城県 環境生活部 環境政策課 環境産業振興班

電話:022-211-2664

令和5年度

みやぎ産業廃棄物3R等推進事業費補助金（設備整備）

宮城県では、産業廃棄物の3Rの効果のある設備を県内に設置する事業者の皆様に対し、費用の一部を補助します。

募集期間

令和5年3月31日（金）～令和5年4月28日（金）

※ 提出の際は事前に予約の上、必ず窓口にお越しください。

★ 補助の内容と対象設備

補助の内容 **補助率：1/2以内**
補助上限額：2,000万円

- ▶ 産業廃棄物の**発生を抑制**する設備
（製造工程の改善による産廃発生量削減の取組など）
- ▶ 産業廃棄物となる物を**再使用**するための設備
（一度使用した物を、廃棄せずに再度使用できるようにする取組など）
- ▶ 産業廃棄物を**再資源化**するための設備
（産廃として発生した物をリサイクルする取組など）
- ▶ 産業廃棄物由来の**資源を利活用**するための設備
（産廃をリサイクルした資源を原料とする製品の製造設備や、エネルギー利用に関する取組など）
- ▶ 産業廃棄物の**排出を抑制**する設備
（事業場で発生した産廃を自ら処理する取組で、上記のいずれにも該当しないもの）

補助条件の優遇措置

※知事が定める取組に係る設備導入

補助率：2/3以内
補助上限額：3,000万円

※地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画による設備導入
（総事業費1億5千万円以上のもの）

補助率：1/3以内
補助上限額：5,000万円

詳細は裏面を御覧ください！



©宮城県・旭プロダクション

★ 応募資格

宮城県内に事業所を有し（予定も含む）、産業廃棄物の3R等に取り組むために、設備機器を整備する事業者の方（産業廃棄物の中間処理業者を含む。また、当該事業者が半数以上を占める団体を含む）。ただし、過去3年間、環境関係法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けていない等の要件があります。

★ 留意事項

- ・申請の際には事業内容についてヒアリングを実施しますので、余裕を持って申請してください。また、申請の際は申請者自らが窓口にお越しください。
- ・補助対象事業が年度内に終了しない場合、原則として補助金をお支払いできません。
- ・その他、留意事項は「申請の手引き」を御覧ください。

★ ご相談窓口 （申請先）

宮城県環境生活部循環型社会推進課資源循環企画班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁13階北側
電話：022-211-3207 FAX：022-211-2390 電子メール：junkanj@pref.miyagi.lg.jp

★ 対象事業

事業者が、産業廃棄物の3R等に取り組むために設備機器を整備する事業（既存設備機器の改造も含まれます。）
補助対象の事業経費の総額が100万円を超える事業に限りです。

- ① 産業廃棄物の発生抑制のための設備等の整備（**発生抑制**）
- ② 産業廃棄物の再使用のための設備等の整備（**再使用**）
- ③ 産業廃棄物の再資源化のための設備等の整備（**再資源化**）
- ④ 産業廃棄物由来の再生資源の利活用のための設備等の整備（**再生資源の利活用**）
- ⑤ 発生した産業廃棄物の排出を抑制するための設備等の整備（**排出抑制**）

★ 対象となる事業経費

▶ 設備の設計費用 ▶ 設備の購入費用 ▶ 設備の設置工事費用 ▶ 設備の運搬費用 など

※土地取得や自動車・重機等の購入・リース費用など、補助金の交付目的以外の用途に使用できるものに係る費用は対象外となります。

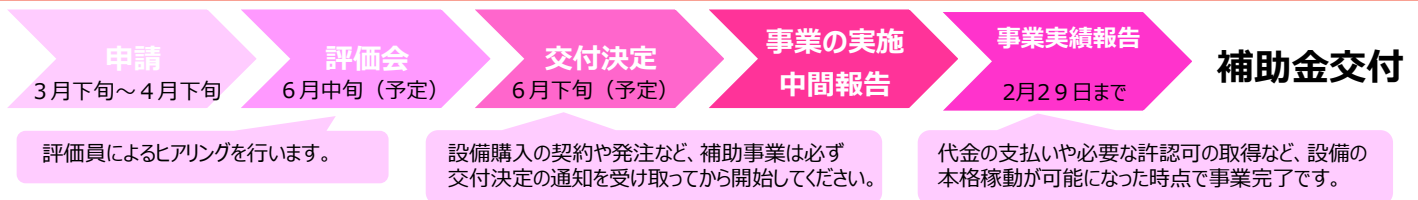
★ 補助率・補助上限額等

	①一般枠 重点枠、未来法枠以外 の設備導入	②重点枠 知事が定める取組(下記)に係る 設備導入	③未来法枠 地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画に 係る設備導入計画で、総事業費1億5千万円以上のもの
補助率	2分の1以内	3分の2以内	3分の1以内
補助上限額	2,000万円	3,000万円	5,000万円
事業期間	1年以内	1年以内	2年以内

※知事が定める取組

- 1 将来、大量廃棄が見込まれる産業廃棄物の3R等に関する取組
(1) 廃太陽光発電設備 (2) 廃LED照明器具 (3) 廃石膏ボード（石膏粉から製品を製造する取組に限る）
- 2 処理が課題となっている産業廃棄物の3R等に関する取組
(1) 廃プラスチック類
イ 廃プラスチック類を再生プラスチック原料として再資源化する取組
ロ 再生プラスチック原料を利活用する取組
(2) 雑品スクラップ
OA機器や電化製品のリサイクル等のため、金属とプラスチック類を含む混合廃棄物の分別の高度化に関する取組
- 3 情報通信等の先端技術を活用した3R等に関する取組
・AIやIoT等の先端技術の導入による分別の高度化
- 4 食品ロスの削減に関する取組
・食品製造業者による食品ロスの発生を抑制する取組

★ 補助金交付のスケジュール



★ 申請のポイント

▶ 3Rの効果について

補助金交付申請書には、導入する設備による3R等の効果量を記載いただきます。この3R効果量は、導入する設備により、実際に発生抑制や再資源化などが見込める、具体的な値を、根拠と合わせて示してください。

(設備の処理能力は別に記載していただきますので、混同しないようご注意ください。)

→ 詳しくは、「申請の手引き」をご確認ください。

▶ 環境産業コーディネーターの申請支援

補助対象事業への該当性、申請スキーム、記載方法などの御質問・御相談については、県職員である環境産業コーディネーターがお応えします。環境産業コーディネーターは、御連絡をいただければ貴社を訪問し、お話を伺うことができますので、御用命の際は循環型社会推進課資源循環企画班にお電話ください（電話：022-211-3207）。

令和5年度 みやぎ産業廃棄物 3 R等推進事業費補助金（研究開発等）

宮城県では、産業廃棄物の3 Rに繋がる技術や製品の開発を目指す事業者の皆様に対し、事業化検討から事業化後の販売促進まで、一貫して支援します。

▶ 募集期間

令和5年3月31日（金）～令和5年4月28日（金）

※ 窓口へ直接提出に来てください（郵送での提出は認められません）。
提出の際は、必ず事前に予約してからお越しください。

★ 補助の対象となる事業の内容

▶ **【ステップ1】事業化検討**

補助率：1/2以内

補助上限額：100万円

知事が指定する取組
補助率：2/3以内

・産業廃棄物の3 R等及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に繋がる**事業の検討・調査やシステムの構築**に取り組む事業

▶ **【ステップ2】研究開発**

補助率：1/2以内

補助上限額：500万円×3年又は750万円×2年以内

知事が指定する取組
補助率：2/3以内，補助上限額：700万円×3年以内

・産業廃棄物の3 R等及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に繋がる**技術の研究開発・改良・応用や製品・設備の開発等**に取り組む事業

▶ **【ステップ3】販売促進**

補助率：1/2以内 補助上限額：100万円

・産業廃棄物の3R等及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に繋がる**製品等の販売促進**に取り組む事業

- ステップ2、ステップ3からの申請も可能です
- 知事が指定する取組の詳細は、裏面に記載しています



©宮城県・旭プロダクション

★ 対象となる事業経費

- 委託費
- 指導受入費
- 広報宣伝費
- 事務経費
- 原材料費・副資材費
- 機械装置・工具器具費
- 共同研究費
- その他（設備のリース費など）

- ※ 対象とならない経費の例
- ・ 消費税及び地方消費税
 - ・ 銀行等への振込手数料
 - ・ 人件費や食費等の経常的費用

★ 補助率・補助上限額・事業期間

事業区分		補助率	補助上限額	事業期間
【ステップ1】 事業化検討	大学等と連携し、知事が別に定める産業廃棄物※を対象とする場合	3分の2以内	100万円	1年以内
	上記に該当しない場合	2分の1以内		
【ステップ2】 研究開発	大学等と連携し、知事が別に定める産業廃棄物※を対象とする場合	3分の2以内	700万円/年度	3年以内
	上記に該当しない場合	2分の1以内	750万円/年度	2年以内
			500万円/年度	3年以内
【ステップ3】 販売促進	外部専門家等と連携し、知事が別に定める産業廃棄物※を対象とする場合	3分の2以内	100万円	1年以内
	上記に該当しない場合	2分の1以内		

1 将来、大量廃棄が見込まれる産業廃棄物の3R等に関する取組

(1) 廃太陽光発電設備 (2) 廃LED照明器具 (3) 廃石膏ボード（石膏粉から製品を製造する取組に限る）

2 処理が課題となっている産業廃棄物の3R等に関する取組

(1) 廃プラスチック類

- イ 廃プラスチック類を再生プラスチック原料として再資源化する取組
- ロ 再生プラスチック原料を利活用する取組

(2) 雑品スクラップ

OA機器や電化製品のリサイクル等のため、金属とプラスチック類を含む混合廃棄物の分別の高度化に関する取組

3 情報通信等の先端技術を活用した3R等に関する取組

・AIやIoT等の先端技術の導入による分別の高度化

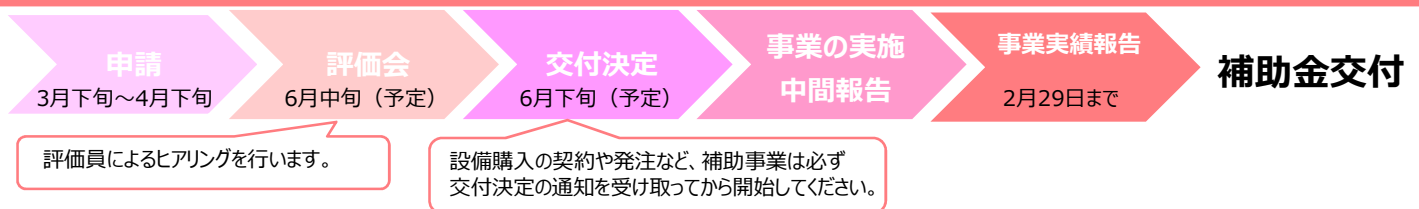
4 食品ロスの削減に関する取組

・食品製造業者による食品ロスの発生を抑制する取組

5 宮城県グリーン製品の改良・販売促進等に関する取組

・宮城県グリーン製品の改良、販促活動による資源循環の促進

★ 補助金交付のスケジュール



★ 申請について

▶ 環境産業コーディネーターの申請支援

補助対象事業への該当性、申請スキーム、記載方法などのご質問・ご相談については、県の職員である環境産業コーディネーターがお応えします。環境産業コーディネーターは、ご連絡をいただければ貴社を訪問し、お話を伺うことができますので、ご用命の際は循環型社会推進課資源循環企画班にお電話ください（電話：022-211-3207）。

★留意事項	申請の際は、事業内容についてヒアリングを行いますので、事前に御連絡の上申請者自らが窓口へお越しください。補助事業が年度内に終了できない場合、原則として補助金をお支払いできません。その他留意事項は、「申請の手引き」御覧ください。
★御相談窓口 (申請先)	宮城県環境生活部循環型社会推進課資源循環企画班(仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁13階) 電話:022-211-3207 FAX:022-211-2390 電子メール:junkanj@pref.miyagi.lg.jp

電力コスト削減につながる設備の導入を支援します 水産業電力コスト削減支援事業補助金

宮城県では、電気料高騰による県内水産加工業者への影響を緩和するため、電力コスト削減に繋がる設備等の導入に要する経費を補助します。

補助対象者

- 県内に事業所を有する水産加工業者
- " 製氷業者 (※)
- ※主に水産業に製氷等を供給する事業者に限る
- " 魚市場卸売業者 等
- " 水産業協同組合 等

対象経費

- デマンド監視装置
- デマンドコントロールシステム

補助上限

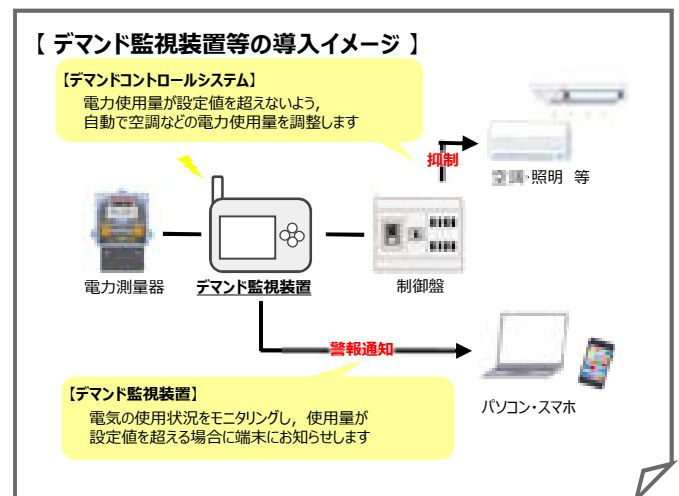
- 空調等デマンド監視装置 (手動制御)
- 空調等デマンドコントロールシステム
- 冷凍・冷蔵庫等デマンドコントロールシステム

50 万円/ 1者
500 万円/ 1者
1,000 万円/ 1者

補助率
2/3 以内

提出書類

- 補助金交付申請書 (様式第1号)
- 補助事業計画書 (別紙1)
- 暴力団排除に関する誓約書
- 定款の写し
- 登記事項証明 (個人の場合は住民票抄本)
- 納税証明書 (すべての県税)
- 見積書
- 導入装置にかかるカタログ 等



交付申請書等の様式はこちらからダウンロード願います

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/suisankakousyoudenryoku.html>

申請期間

令和5年5月15日 (月) ~ 令和5年7月28日 (金)

提出書類を下記宛てに持参又は郵送 (配達証明等記録の残る方法) にてご申請ください

宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2931 FAX:022-211-2939 E-mail: suishinr@pref.miyagi.lg.jp

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/suisankakousyoudenryoku.html>

留意事項

- 補助対象経費は、上記導入装置に係る機器費用、工事費となります。
- 既存設備の撤去費用及び装置導入後のサポート費用、メンテナンス費用、通信費等は補助対象外です。
- 補助対象経費は、事業者が自己所有物とするための初期投資に係る費用を補助するもので、リース物件など第三者が所有するものは補助対象外です。
- 一つの補助事業者が複数の施設を対象に申請する場合、補助申請できる額は区分毎の補助限度額のうち、該当する区分の最も高い額を上限に行うことができます。

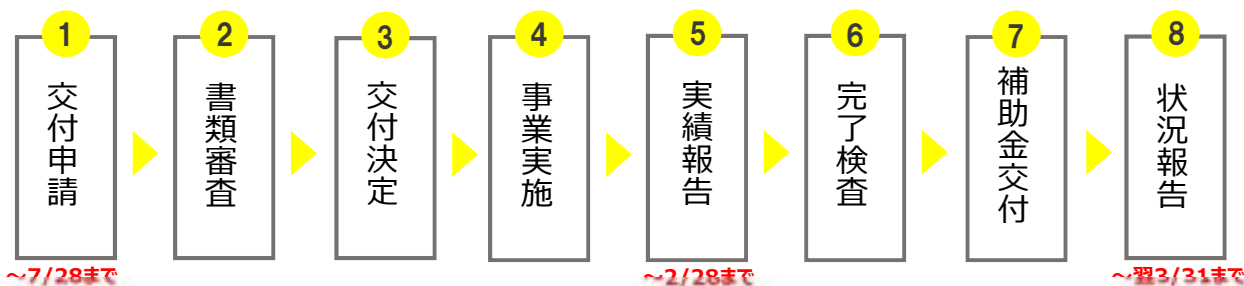
例1) A工場にデマンドコントロール(空調)導入、B工場にデマンド監視装置(手動制御)を導入する場合の補助限度額は、5,000,000円になります。

例2) A工場、B工場にデマンド監視装置(手動制御)を導入する場合の補助限度額は、500,000円になります。

- 中古装置の導入や部品交換等の修繕は補助対象外です。
- 手動制御のデマンド監視装置に代え、自動制御を行うデマンドコントロールシステムに変更することは補助対象となります。
- 既設デマンドコントロールシステムを有する事業者が、冷凍・冷蔵庫のデマンドコントロールシステムに変更することも可能です。
- 導入を予定する装置に対し、国等の補助金との併用はできません。
- 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てします。

詳しくは「**水産業電力コスト削減事業申請の手引き**」をご覧ください

スケジュール



予算の範囲内において、書類審査したもののから順次、交付決定(先着順)いたしますので、お早めに申請願います。

お問い合わせ

宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2931 FAX:022-211-2939

E-mail : suishinr@pref.miyagi.lg.jp

HP : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/suisankakousyoudenryoku.html>



『産地がかかえる課題を解決し、
世界市場に通用する産地を構築したい』

グローバル産地づくり推進事業

GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)に基づき、輸出に取組もうとする水産加工業者等への輸出診断、輸出産地形成に必要な計画策定、水産エコラベルの国内外への普及に向けた取組等を支援します。

対象となる方

水産加工業者を含む食品事業者及び民間団体等

支援内容

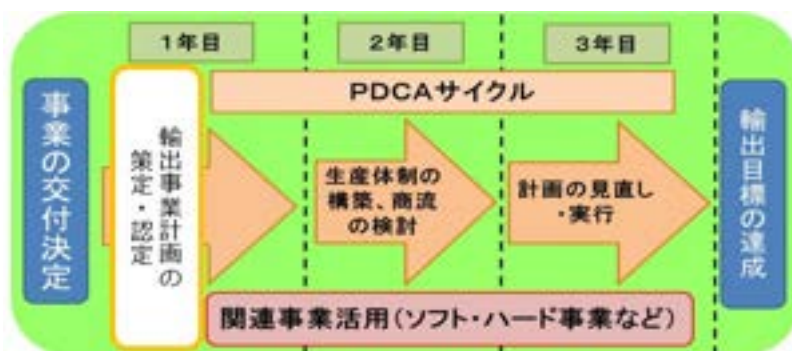
1. 輸出診断やマッチング等

生産者等への輸出診断、輸出のためのセミナー、マッチングイベント等を通じて、輸出意欲のある生産者等に輸出につながるよう支援します。



2. 輸出事業計画策定等の支援

輸出産地形成を具体的に進めるための計画策定、生産・加工体制の構築、事業効果の検証など、輸出産地形成を本格的に進める取組を支援します。



3. 日本発の水産エコラベルの普及推進に係る支援

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業によって生産されていることを示す、日本発の水産エコラベルの国内外への普及に向けたイベント出展等の取組を支援します。

ご利用方法

- ・1の事業については、GFPコミュニティサイトに登録（無償）することで、様々なサービスを受けることができます (<https://www.gfp1.maff.go.jp/>)。
- ・2の事業については、都道府県を通じた間接補助事業となります。要望調査により補助金交付候補者を決定します。応募にあたっての申請様式等は最寄りの都道府県の農林水産物・食品輸出担当部署にお問い合わせください（応募締切は各都道府県によって異なります。）
- ・3の事業については、公募で選ばれる民間団体等が事業実施主体となります。支援を受けたい水産加工業者は、事業実施主体（※（一社）マリン・エコラベル・ジャパン協議会 (<https://www.melj.jp/>)、（一社）大日本水産会 (<https://suisankai.or.jp/>)）へご相談ください。
- ・GFPグローバル産地づくり推進事業の令和4年度における採択事業としては、水産物を含む97のプロジェクトがございます。参考にしてください。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/attach/pdf/gfpglobal_saitaku-1.pdf
- ・不明な点は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

1, 2について: 輸出・国際局輸出支援課

電話: 03-6744-7172

3について: 水産庁加工流通課

電話: 03-6744-2350

『世界に向けて販路を拡大したい』

(令和4年度補正予算)

戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業

(令和5年度当初予算)

戦略的輸出拡大サポート事業

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を踏まえ、戦略的な輸出拡大へのサポート、高付加価値水産物の海外への販路拡大等を支援します。

対象となる方

水産加工業者を含む食品事業者及びその民間団体等

支援内容

(1) 戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業(補正)

- ① JETROによる、海外見本市への出展支援、サンプル展示ショールームの設置等、輸出事業者サポートの強化、民間事業者等による海外販路開拓・拡大の取組の支援に加え、現地小売店等と連携した商談会を支援します。
- ② JFOODOによる、円安を契機に更なる市場拡大が見込まれる国・地域における重点的・戦略的プロモーションを集中的に支援する他、日本産食材サポーター店等を活用した食文化情報発信の取組を支援します。

(2) 戦略的輸出拡大サポート事業(当初)

- ① JETROによる、海外見本市への出展支援、国内外の商談会の開催、サンプル展示ショールームの設置、セミナー開催、専門家による相談対応等を支援します。
- ② JFOODOによる、複数品目を組み合わせた品目横断的な取組、食文化の発信体制の強化等を含めた戦略的プロモーションを支援します。
- ③ 新市場の獲得も含め、輸出拡大が期待される具体的かつ横断的な分野・テーマについて、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援します。

ご利用方法

JETROが事業実施主体となります。

- (1)①及び(2)①③はJETROが参加事業者等を募集・公募します。
- (1)②及び(2)②はJFOODOがプロモーション参加事業者等を募集します。(募集や公募はJETRO及びJFOODOのHPで公表されます。)

【 お問い合わせ先 】

輸出・国際局輸出企画課

電話: 03-6738-7899

JETROホームページ <https://www.jetro.go.jp/>

JFOODOホームページ <https://www.jetro.go.jp/jfoodo.html>

『東日本大震災被災地産の水産加工品の海外販売先を開拓したい』

水産業復興販売加速化支援事業のうち 復興加工輸出促進支援事業

被災地(青森～千葉の各県)の水産加工業者に対し、海外バイヤーとのマッチングを含む事前商談会等のサポートと、海外バイヤーを被災地に招へいし、商談会を行う取組を支援します。

対象となる方

東日本大震災の被災地(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県)で水産加工業を営む事業者等。

支援内容

(1)復興加工輸出促進支援事業

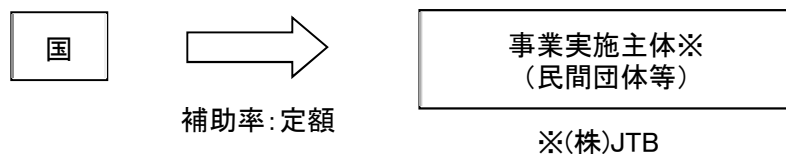
WEB会議等のツールを活用して、水産加工会社と海外バイヤー等とのマッチングや商談会の開催を支援します。その中で、成約が有望と見込まれる海外バイヤー等を被災地に招へいし、現地見学や、商談会を行うツアーの開催を支援します。

また、上記の取組を効果的、効率的に行うため、現地ファシリテーターの設置や、被災地水産加工品の動向等を調査・分析し、新たな海外販路開拓・拡大に取り組む水産加工業者等への助言・指導に対して支援します。

(2)補助率

補助率は、補助の対象となる経費について定額を助成します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

支援を受けたい水産加工業者等は、事業実施主体(民間団体等)が行う募集等に応募いただきます。

不明な点は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課福島復興支援班

電話:03-6744-2350

『外国出願を費用面から支援します。』

宮城県中小企業等外国出願支援事業

中小企業等による海外での産業財産権の取得を資金面から支援し、海外での知的財産活動の活性化を図ることを目的として、外国出願に要する経費の一部を補助するものです。

補助対象者

- 申請時点において、既に日本国特許庁に対し特許、実用新案、意匠又は商標出願済であり、年度内に外国特許庁等へ同一内容の出願を行う予定の案件
 - 宮城県内に事業所を有する「中小企業者」及び「中小企業者で構成されるグループ」(地域団体商標に係る外国特許庁への商標登録については、商工会議所、商工会、NPO法人等)
- ※中小企業者には法人格を有しない個人事業主を含む

補助対象経費及び補助率上限額

(1)補助対象経費

- 外国特許庁への出願料
- 国内・現地代理人費用
- 翻訳費用

※採択前に発生した費用、日本国特許庁に支払う費用については対象外

(2)補助率上限額

- 補助率:1/2以内
- 上限額:案件ごとの上限額 特許:150万円
実用新案・意匠・商標:各60万円
冒認対策商標:30万円

※1企業に対する上限額(複数案件の場合):300万円

※ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 地域連携推進課

電話:022-225-6638

『東日本大震災被災地産の水産加工品の魅力を高めたい』

水産業復興販売加速化支援事業のうち 復興加工EC販路マッチング支援事業

被災地(青森～千葉の各県)の水産加工業者に対し、百貨店や高級スーパー等と連携しながら、新商品の開発・PR活動を行う取組を支援します。

対象となる方

東日本大震災の被災地(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県)で水産加工業を営む事業者等。

支援内容

(1)復興加工EC販路マッチング支援事業

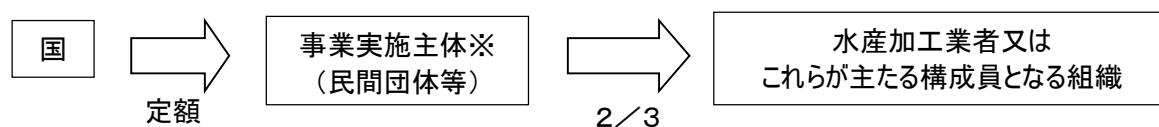
新商品開発のため、水産加工業者がマッチングを通じて百貨店や専門店及びECサイト運営会社等と連携し作成する計画を、事業実施主体が審査し、採択された計画内において必要な機器整備等の支援を行います。

また事業実施主体は、百貨店や専門店及びECサイト運営会社等と連携し、開発した新商品を効果的に宣伝する取組や、販売する際の送料負担を行います。

(2)補助率

対象経費の2/3

■ 事業の流れ



※(株)ジェイアール東日本企画

ご利用方法

支援を受けたい水産加工業者等は、事業実施主体(民間団体等)が行う公募等に応募いただきます。

不明な点は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課福島復興支援班

電話:03-6744-2350

『原材料仕入先や商品の販売先などと組んで、 商流全体で価値向上に取り組みたい』

水産バリューチェーン事業のうちバリューチェーン連携推進事業のうち バリューチェーン改善促進事業

マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進するため、生産・加工・流通・販売の関係者が連携し、先端技術の活用等による物流や情報提供の効率化や高付加価値化等によるバリューチェーン構築の取組等を支援します。

対象となる方

①から③までの各段階に所属する民間団体等の参加は必須とし、①から⑤までで構成されるバリューチェーン改善協議会

- ①生産段階：漁業者、養殖業者又はこれらの者が構成する団体
- ②加工・流通段階：水産加工、卸売、物流等の業を営む事業者又はこれらの者が構成する団体
- ③販売段階：小売店、外食・給食事業者、中食事業者等
- ④行政・試験研究機関
- ⑤その他の民間団体等

支援内容

(1)バリューチェーン改善検討事業(補助率:定額)

バリューチェーン改善協議会の運営や取組計画の深化及びシステム・新技術等の検討・調査等に要する経費を支援します。

(2)バリューチェーン改善システム構築事業(補助率:1/2以内)

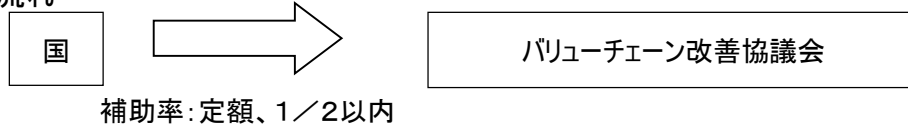
電子システムの開発・導入等に要する経費を支援します。

(3)バリューチェーン改善実証事業(補助率:1/2以内)

新製品の試験製造・販売、電子システムの運用等、協議会が行う取組の効果・持続可能性を実証するために必要な経費等を支援します。

※本事業に採択され、機器の整備を行う場合は、予算の範囲内で当該年度の「水産加工・流通構造改善促進事業」の連携プロジェクトの支援が活用可能。

■ 事業の流れ



ご利用方法

水産庁が実施する公募に対して課題提案書を提出して応募する必要があります。ご不明の点については下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課指導班
電話:03-3591-5612

『経営課題を支援チームがワンストップで支援します』

新ハンズオン支援事業

事業者等の課題・ニーズに応じて、専門家を配置し、支援チームがワンストップで支援を実行します。

① グループ支援

対象となる方

複数の企業等による共同体

支援内容

支援案件ごとに組成する復興庁職員及びシンクタンクによる支援チームが、適宜、各分野における専門家、専門機関、民間企業等と連携し、被災地域事業者とともに対象事業の実現に向けた事業計画の具体化、事業継続性の検証・課題抽出及び課題解決に必要な取組みの検討を行い、事業化を支援します。

② 個者支援

対象となる方

中小企業等

支援内容

被災地域における課題を抱える中小企業等が課題解決のため実施する、①新商品・サービスの開発、②既存商品の高付加価値化、③生産性向上・効率化、④販路拡大等の取組について、専門家等を派遣します。

募集期間

令和5年4月24日の週に復興庁のホームページに公表予定。

【お問い合わせ先】

復興庁企業連携推進室

電話：03-6328-0267

『経営課題を解決して成長したい。新たな市場へ進出したい。』

ハンズオン支援

経営課題の解決に取り組む中小企業等の方々を対象に豊富な経験と実績を持つ専門家を派遣し、アドバイスを実施します。

対象となる方

水産加工業者など

支援内容

- (1) 専門家継続派遣事業
企業の全体的な課題を長期的に解決します。
(10ヶ月以内・20回以内・17,500円/人日)
- (2) 経営実務支援事業
特定の課題を短期間で解決します。
(5ヶ月以内・10回以内・8,400円/人日)
- (3) 戦略的CIO育成支援事業
経営戦略に基づくIT化を支援します。
 - ・IT化構想の想定を支援
(4ヶ月以内・8回以内・17,500円/人日)
 - ・IT活用の企画・調達・導入を支援
(10ヶ月以内・20回以内・17,500円/人日)
- (4) 販路開拓コーディネイト事業
新たな市場へ進出するための取組を支援します。
 - ・マーケティング企画の策定を支援
(4ヶ月以内・8回以内・8,400円/人日)
 - ・テストマーケティング実施を支援
(5ヶ月以内・15回以内・4,200円/1訪問先あたり)
 - ・テストマーケティング後のフォローアップ
(5ヶ月以内・10回以内・8,400円/人日)

募集期間

随時、募集しております。採択には審査があります。

事業の詳細

ハンズオン支援の詳細については、下記URLをご参照ください。

URL: <https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/hands-on/01.html>

【お問い合わせ先】

中小企業基盤整備機構 東北本部 企業支援課

電話:022—716—1751(直通)

『事業再構築に取り組みたい。』

事業再構築ハンズオン支援

ポストコロナ・ウイズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、思い切った事業再構築(新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、業種再編)に取り組む中小企業を、経営相談とハンズオン支援によりサポートします。

対象となる方

- ・事業再構築に取り組む中小企業・小規模事業者
- ・中小企業等事業再構築補助金の採択を受けた中小企業・小規模事業者

支援内容

(1) 事業再構築相談・助言

事業再構築(※)に向けた計画策定や実行について、最大3回まで無料で専門家による相談・助言を行います。

(2) 事業再構築ハンズオン支援

事業再構築に向けた計画策定や実行について、数か月にわたり専門家を派遣することにより支援します。支援スキームはハンズオン支援事業(専門家継続派遣事業、戦略的CIO育成支援事業、経営実務支援事業、販路開拓コーディネート事業)と同様です。

※「事業再構築」とは

経営環境の急激な変化に対応することを目的に、次に掲げるいずれかの類型に該当するものをいいます。

- ①新分野展開(業種・事業は変更せず、新市場開拓又は新製品開発若しくはその両方を図るもの)
- ②事業転換(業種は変更せず、日本産業分類の中分類の変更を図るもの)
- ③業種転換(日本産業分類の大分類の変更を図るもの)
- ④業態転換(製造方法・提供方法を変更するもの)
- ⑤事業再編(組織再編を通じて「新分野展開」「事業転換」「業種転換」「業態転換」のいずれかに取り組むもの)

募集期間

随時、募集しております。

(2)につきましては、採択にあたり審査があります。

事業の詳細

中小機構ホームページをご覧ください。

URL: https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/jigyo_saikoutiku_hands-on/index.html

【お問い合わせ先】

(1) 事業再構築相談・助言

中小機構東北本部 企業支援部 支援推進課

電話:022-399-9031

(2) 事業再構築ハンズオン支援

中小機構東北本部 企業支援部 企業支援課

電話:022-716-1751

『様々な経営課題の解決にお応えします』

宮城県よろず支援拠点

中小企業、小規模事業者の皆様にとって、経営上の悩みはつきもの。その悩みは、売上げを伸ばしたいというものから商品開発、後継者がいないという悩みまで多岐にわたります。「よろず支援拠点」は中小企業、小規模事業者の皆様からの、経営上のあらゆるご相談にお応えするために、国が全国に設置した無料の経営相談所です。

対象となる方

水産加工業者など、宮城県内の事業者様であれば、個人事業主・法人問わずどなたでもご利用いただけます。

内容

事業者のあらゆる経営相談に対応する相談窓口です。

- 1.当拠点の経営相談は何度でも無料です。
- 2.目指すゴールを一緒に定めて、継続してフォローアップさせていただきます。
- 3.複数の専門家が課題に応じて入れ替わり対応するチーム支援です。
- 4.公的支援機関なので、業務代行・業務斡旋 は行わず助言までの支援です。

募集期間

随時、受付しております。

お問い合わせ

下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県よろず支援拠点

(宮城県商工会連合会)

電話:022—393—8044

『経営に関する各種課題を伴走型で支援します』

水産加工業企業力強化支援事業

当県の水産加工業においては、復興が進む一方、復旧に要した借入金の返済、水揚げ減少による原料不足・価格高騰、人手不足、コロナ禍による消費動向の変化などにより、水産加工業を取り巻く環境は厳しいものとなっていることから、地域の牽引役として成長・発展できる「稼げる」水産加工業モデルの創出を目指します。

対象となる方

県内の水産加工業者など

支援内容

1 専門家派遣事業

水産加工業者に対して当機構の登録専門家を派遣し、指導・助言を行うことで、生産性改善、衛生管理、商品開発、販路開拓等の様々な課題の解決を支援します。

【支援内容】

- ・指導時間：1回あたり3時間程度
- ・指導回数：制限なし
- ・企業負担：専門家謝金(33,000円/回)及び旅費の合計額の1/3

2 生産性改善支援事業

生産現場の生産性カイゼンに関する専門知識やノウハウを有する専門家を派遣し、生産効率の向上と、「カイゼン」マインドを持つ人材の育成等により、自主的な改善活動の定着促進を支援します。

【支援内容】

- ・支援対象：審査により決定
- ・指導回数：必要に応じて(専門家と協議のうえ決定)
- ・企業負担：なし

3 新戦略導入支援事業

新たな経営戦略の導入に取り組む事業者に一貫した伴走型支援を実施し、先導的モデル企業への成長を目指します。

【支援内容】

- ・支援対象：審査により決定
- ・指導回数：必要に応じて(専門家と協議のうえ決定)
- ・企業負担：なし

募集期間

支援メニューにより異なりますので、お問い合わせください。

お問い合わせ

ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課

水産加工業ビジネス支援室

電話：022-225-6697

『新商品の開発・改良をしたい』

中小企業販路開拓総合支援事業 市場投入支援

中小企業者が新商品を開発・改良する場合に、マーケティング専門家を活用し、市場ニーズに適合した製品化や製品のブラッシュアップを図ります。

対象となる方

県内に事業所を有し、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者とする。

- ①製品又は技術が県や国に優れたものと認定された者(概ね5年以内)
- ②機構の支援メニュー(ステージアップ支援や生産現場改善等)を活用し、機構と継続的に経営革新や課題解決に取り組んでいる者(概ね5年以内)
- ③新たな技術等を活用し、上市を目指す者で、機構理事長が特に期待できると認めるもの。

対象となる製品

支援対象者が県内で生産・製造する製品等(食料品も含む。)で次の項目に該当するもの。ただし、過年度に本事業を活用した製品等については、原則として対象外とする。

- ①市場投入前のもので、開発中の試作品や技術の応用により製品化及び上市を目指すもの
- ②市場投入済のもので、既存品の改良による製品化及び上市を目指すもの
- ③市場投入済のもので、新たな市場を目指すもの

支援内容

機構が委託する外部専門家(マーケティング専門家)のマーケティング調査活動を通して、中小企業者が開発中の製品や技術の応用又は既存品の改良による製品化を支援し、「マーケットインの製品」として製品等の効果的な上市を促進する。

募集期間

令和5年4月17日(月)～5月19日(金)

利用方法

ご利用を希望される方は申請書類一式をご提出ください。
支援製品は審査委員会を経て決定します。
詳細については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課

電話:022—225—6697

『販売力向上を図りたい』

中小企業販路開拓総合支援事業

販売力向上支援

中小企業者等が生産・製造する商品・製品を対象に、専門家を活用することで企業の販売力を強化し、販路開拓、拡大を図ります。

対象となる方

販売力向上を目的とする助言を希望し、かつ、過去2カ年度以内(当年度を含む)に「中小企業販路開拓総合支援事業」の支援を受けたことがある県内で製品を生産・製造している中小企業者とする。ただし、次年度の「引合せ支援」の活用が期待できる中小企業者については、この限りではない。

支援内容

- ・人材育成関連 : コミュニケーション能力, ビジネスマナー, ビジネススキルなどの助言
- ・展示会活用関連: 効果的なブースの見せ方, 営業手法やプレゼンの仕方などの助言
- ・その他, 販売力向上に関する助言

募集期間

随時募集

利用方法

ご利用を希望される方は要請書と直近2期分の決算書をご提出ください。
ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課

電話:022—225—6697

『新たな取引先を見つけたい』

中小企業販路開拓総合支援事業

引合せ支援

新たな販路を首都圏等で開拓するため、販路開拓ナビゲーターを活用した企業引合せを行います。

対象となる方

県内に事業所を有し、かつ、県内で製品を生産・製造している中小企業者とする。

対象となる製品

支援対象者が県内で生産・製造する製品等（食料品も含む。）とする。ただし、以下のものは、原則として対象外とする。

- ①開発途上の製品
- ②安全、保守体制が確立できない製品

支援内容

○販路開拓方法

首都圏等で豊富な営業経験や製品開発経験を有する販路開拓ナビゲーターが自らの人脈やコネクションにより、取引見込み先への引合せを実施する。

※あくまでも引合せ支援であり、営業代行やセールスレップは行わない。

募集期間

令和5年4月17日(月)～6月2日(金)

利用方法

ご利用を希望される方は申請書類一式をご提出ください。

(事前に、下記お問い合わせ先にご連絡ください。)

支援製品は審査委員会を経て決定します。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課

電話:022—225—6697

『震災で失われた販路を回復・開拓したい』

ホヤ等販路開拓・流通促進事業

県産ホヤ等の需要拡大を図るため、県内の水産加工・流通業者等が行う、県産ホヤ等の販路開拓・拡大、流通促進に資する取組を支援します。

対象となる方

【補助対象事業1】 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合、地方卸売市場の開設者が許可する水産物を取り扱う卸売業者、知事が認める団体（県産ホヤ等の販路開拓・拡大、流通促進を図る事業実施主体）

【補助対象事業2】 上記事業者10社以上からなり、一定の鮮度管理基準に沿って管理した高品質な県産ホヤを県内外に普及することを目的として活動している団体

支援内容

【補助対象事業1】

ホヤ加工品等の商品開発・改良に係る経費の一部を支援します。

（例）新商品の開発・試作、商品の包装材の開発・改良

本事業で開発・改良した商品のマーケティング調査

補助率：1/2以内 補助限度額：100万円

【補助対象事業2】

県産ホヤ等の認知度向上に資する取組に掛かる経費を支援します。

（例）県産ホヤ等を活用した料理教室の開催

キッチンカーを利用した県産ホヤ等の試食提供

ホヤに関するイベントの開催

補助率：定額（10/10以内） 補助限度額：500万円

募集期間

令和5年4月28日（金曜日）まで

※予算の上限に達しない場合は再募集することがあります。

利用方法

ご利用いただくためには、応募書類をご提出いただく必要があります。

※採択にあたって、事業内容を審査いたします。

事業の詳細については、下記 URL でご案内しております。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/hoyahanrokaitaku2023.html>

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部

水産業振興課販路開拓支援班

電話：022-211-2954

『販路を開拓・拡大したい』

みやぎの食材バリューチェーン構築プロジェクトのうち

喜ばれる商品づくり支援事業

地域の食材等を活用した商品開発や食料品廃棄物等の削減などの持続可能社会の実現に向けた取組に要する経費を支援します。

対象となる方

県内に事業所を有する食料品製造業者等
(参入を予定している者や食料品製造業者に製造を委託する者を含む)

支援内容

地域の食材等を活用したマーケットイン型の商品の開発・改良, これに伴うマーケティング活動等に要する経費について, その一部を補助します。

補助率: 1/2以内

補助上限額: 150万円(選ばれる商品づくり事業)

300万円(持続可能社会に向けた商品づくり事業)

次の(1)から(3)までのすべてに該当する事業であることが必要です。

(1) 次の①または②に該当する事業であること。

①地域の食材等を活用した商品を開発すること。(選ばれる商品づくり事業)

②地域の食材等を活用した商品開発に加え, 事業者等が排出する産業廃棄物を削減する事業。(持続可能社会に向けた商品づくり事業)

(2)事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。

(3)当事業で開発・改良される商品が, 原則として県内で製造されること。

募集期間

県 HP を確認又は下記お問い合わせ先にご連絡ください。

利用方法

募集期間内に事業計画書等をご提出いただき, 審査会において採択事業者を決定します。

事業の詳細については, 下記 URL でご案内しております。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2023yorokobareru.html>

ご不明の点については, 下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県農政部

食産業振興課食ビジネス支援班

電話: 022—211—2812

『販路を開拓・拡大したい』

みやぎの食材バリューチェーン構築プロジェクトのうち

商談機会創出事業

商談会や食品ガイドブックを通じて、県内食品製造業者等の販路開拓を支援します。

対象となる方

県内に事業所を有する食品製造業者等

支援内容

- (1) 県内外のバイヤーを招聘し、ビジネス商談会を開催します。
- (2) 小売業界や外食産業界向けに開催される首都圏大規模展示・商談会に宮城県ブースとして出展し、県内食品製造業者の販路開拓を支援します。
- (3) 県産加工食品や農林水産物を掲載したガイドブックを作成し、県内外のバイヤーや県主催商談会出席バイヤー等に幅広くPRします。

募集期間

支援内容ごとに、県 HP 等で周知します。
県 HP を確認又は下記お問い合わせ先にご連絡ください。

利用方法

支援内容ごとに、食産業振興課に応募書等をご提出いただく必要があります。

ご不明の点は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県農政部

食産業振興課食ビジネス支援班

電話：022—211—2812

『新商品開発・既存商品改良のための相談や試作試験をしたい』

水産加工公開実験棟の利用

食品加工に関する様々な加工相談や、水産加工企業が取り組む新商品開発・既存商品改良に対し、水産加工公開実験棟に整備された各種機器を用いた技術支援を行います。

対象となる方

水産加工業者、6次産業化を目指す漁業者・団体など

支援内容

- ・原料の一次処理から加熱、調味、包装までの多様な加工技術分野に関して、問題解決のための技術支援を行います。
- ・食品加工に関する学術情報等も収集し、新商品開発や既存商品改良等の取り組みを支援します。
- ・詳しくはホームページをご覧ください。

利用時間等

- ・施設利用：平日9:00から16:00
- ・お問合せ：平日8:30から17:15

利用方法

- ・水産技術総合センター水産加工開発チームにご連絡ください。
- ・申請書類は、こちらのQRコードからもダウンロードできます。
- ・ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。



水産加工開発チーム業務内容



公開実験棟利用申請書

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部水産技術総合センター

水産加工開発チーム

電話：0225—93—6703

『国外販路開拓に向けて』

石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業

本市農林水産物の加工品の輸出振興に向けて、主要輸出対象国等における石巻ブランドの販路の拡大等について、海外市場における販路の開拓を通して一層の輸出数量及び輸出品目の拡大を図るため、輸出に必要となる衛生管理水準の向上を支援するものです。

対象となる方

石巻市内に水産加工施設が所在している事業者

支援内容

FDA又はEU基準に準拠したHACCP認証取得及びFSSC22000認証取得に係る申請等の直接的な費用又は認証取得のための専門家等の指導・助言等の委託費を助成します。

- ・補助率:総事業費(消費税及び地方消費税は含まない。)の2分の1以内
- ・上限額:1事業者あたり125万円

募集期間

石巻市HPを確認又は下記お問い合わせ先にご連絡ください。

利用方法

ご利用頂くためには、石巻市産業部水産課に事業計画書等をご提出いただく必要があります。

ご不明の点は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

石巻市産業部水産課 水産業振興係

電話:0225-95-1111(内線 3514)

『震災で失われた販路を回復・開拓したい』

県産水産物等商品開発支援事業

県産水産物等の販路の開拓・拡大を図るため、県内の水産加工・流通業者等が行う、県産水産物等の商品開発に資する取組を支援します。

対象となる方

○県内に事業所を有する次に掲げるもの

- 1 中小企業支援法(昭和38年法律147号)第2条第1項第1号に規定する者のうち県産水産物等を取り扱う者
- 2 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づく組合
- 3 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第4条第1項の認定を受けた中央卸売市場の開設者が許可する水産物を取り扱う卸売業者
- 4 1から3までに掲げるもののほか、県産水産物及び県産水産加工品の販路開拓・拡大を図る事業実施主体として知事が適当と認める団体

支援内容

○県産水産物等の商品開発・改良に係る経費の一部を支援します。

(例)新商品の開発・試作、商品の包装材の開発・改良

補助率:1/2以内 補助限度額:100万円

募集期間

令和5年4月28日(金曜日)まで

※予算の上限に達しない場合は再募集することがあります。

利用方法

ご利用いただくためには、応募書類をご提出いただく必要があります。

※採択にあたって、事業内容を審査いたします。

事業の詳細については、下記 URL でご案内しております。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/syuhinnkaihatu.html>

【お問い合わせ先】

所属:宮城県水産林政部

水産業振興課販路開拓支援班

電話:022-2211-2954

『展示会・商談会への出展を支援します』

展示会・商談会出展事業

県産水産物等の販路開拓・拡大を図るため、県内の水産加工流通業者等が行う、展示会・商談会等への出展に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

○県内に事業所を有する次に掲げるもの

- 1 中小企業支援法(昭和38年法律147号)第2条第1項第1号に規定する者
のうち県産水産物等を取り扱う者
- 2 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づく組合
- 3 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第4条第1項の認定を受けた中央卸売
市場の開設者が許可する水産物を取り扱う卸売業者
- 4 1から3までに掲げるもののほか、県産水産物及び県産水産加工品の販路開
拓・拡大を図る事業実施主体として知事が適当と認める団体

支援内容

日本国内で開催される展示会・商談会への出展に係る経費の一部を支援します。

○対象項目、補助対象経費

旅費:交通費、宿泊費

庁費:出展小間料等、備品レンタル費、運搬費、電気工事費(電気使用料も含
む)、給排水施設使用料(水道料も含む)、販売促進員派遣費

○補助率等

- 1 補助率:1/2 以内
- 2 補助限度額:展示商談会 1 件当たり 300 千円とし、1 事業者当たり 1 会計年度
において合計で 400 千円

募集期間

令和5年4月3日から(先着順。予算の上限に達し次第受付終了。)

利用方法

ご利用いただくためには、応募書類をご提出いただく必要があります。

事業の詳細については、下記URLでご案内しております。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/tenjikai.html>

【お問い合わせ先】

所属:宮城県水産林政部

水産業振興課販路開拓支援班

電話:022-2211-2954

水産加工業者等が連携して取り組む活動を支援します

水産業連携活動促進事業

東日本大震災以降、売上が震災以前に回復していない水産加工業者等が7割を占めている中、県では、経営の安定化を図るため、経営課題の解決に向けて水産加工業者等が連携して取り組む活動に対して、専門家を派遣するなどの支援を行います。

補助対象者

県内に事業所を有する事業者が3者以上参加し、かつ、そのうち2者以上が県内に事業所を有する水産加工業者等

支援内容

(1) 専門家派遣支援

：情報交換、経営研究、商品開発等の取組みに対し、専門家派遣を行う。

(2) 企業連携活動促進支援

：専門家の指導・助言に基づく活動経費の一部を補助する（希望する団体のみ）。

支援可能な分野

- 経営分析・経営改善に関すること
- 人材育成に関すること
- 販売戦略・マーケティングに関すること
- 商品開発に関すること
- その他知事が特に必要と認めるもの

派遣上限

- 1団体あたり5回まで
(1回の派遣時間は原則3時間)

補助上限

- 1団体あたり100万円
- 補助率1/2以内

補助対象経費

専門家の指導・助言に基づく取組のうち下記の経費。

旅費	事業を実施するために直接必要な補助事業者が行う先進事例視察及びマーケティングなどの活動に要する交通費、宿泊料
研究開発費	商品開発に直接必要な原材料費（自社からの仕入は対象外）、外注費、検査・分析費、機械リース費、包装デザイン等開発費、ECサイト改良・構築費
調査研究費	調査研究のためのサンプル制作費（無償配布に限る）、紹介資料等作成費、調査研究に直接必要なマーケティング委託費、試験・調査費
庁費	事業を実施するために必要な会場等借用料、消耗品費、資材購入費
広告宣伝費	商談会等出展経費、ポスター・パンフレットの制作費、資料購入費、送料、広告料等などのPR経費
その他	上記のほか、知事が必要と認める経費

申請期間

令和5年5月22日（月）～令和5年6月30日（金）

予算の範囲内において、ヒアリングに基づき、順次、支援決定いたしますので、お早めに申請願います。

宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2931 FAX:022-211-2939 E-mail: suishinr@pref.miyagi.lg.jp

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/suisangyourenkeisokushin.html>

事業の流れ

STEP1 申込

専門家派遣申込書(様式第1号)に必要事項を記入の上、下記お問い合わせ先までメールにより提出願います。

※様式は水産業振興課のホームページからダウンロードできます。

6/30まで

STEP2 ヒアリング

申込内容をもとにヒアリングを行い、取組内容や専門家を決定します。ヒアリングの日程は専門家派遣申込書(様式第1号)を提出後に調整します。

※この時点で、支援を受ける目的及び成果目標が明確でない場合や支援の効果が期待できない場合は、支援を行うことはできません。

STEP3 支援決定

ヒアリング結果に基づいて、支援の可否を判断します。また、支援決定となる団体へは、県から支援決定通知(様式第2号)により通知を行います。

STEP4 専門家派遣

上限を5回までとし、県が専門家を派遣します(専門家の旅費及び謝金は県が負担します)。派遣後は、実施報告書(様式第3号)を提出願います。

※会場は支援を受けられる団体でご用意願います。

2/29まで

STEP5 補助金 交付申請

専門家の指導・助言に基づいた取組に必要な経費を補助します。専門家のアドバイスを受けて、補助金交付要綱に従い、必要書類を作成の上、提出してください。

【必要書類】

- 補助金交付申請書(別記様式第1号)及び別記様式第1号-別紙1~6
- 直近3期分の決算書の写し ★
- 登記事項証明書(法人の場合) ★
- 住民票抄本(個人の場合) ★
- 納税証明書(すべての県税に未納がないこと) ★
- その他知事が認める書類

※★はすべての構成企業ごとにご提出願います。

※様式は水産業振興課のホームページからダウンロードできます。

STEP6 交付決定

申請書類を受付後、書面審査を実施します。審査に問題がなければ、県から交付決定通知を送付いたします。

STEP7 進捗報告

必要に応じて、遂行状況報告書(別記様式第5号)及び補助事業用帳簿(別記様式第6号-別紙3)を作成の上、提出願います。

STEP8 実績報告

事業の結果について、下記の必要書類を提出願います。

【必要書類】

- 補助事業実績報告書(別記様式第6号)
- 別記様式第6号-別紙1~別紙5
- 見積書、契約書、納品書及び領収証の写し
- その他知事が必要を認める書類

※様式は水産業振興課のホームページからダウンロードできます。

3/31まで

専門家派遣支援

企業連携活動促進支援

お問い合わせ

宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2931 FAX:022-211-2939

E-mail : suishinr@pref.miyagi.lg.jp

HP : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/suisangyourenkeisokushin.html>



「IT導入補助金」でIT導入・DX(デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！** 安価なITツールの導入でも利用可能！
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～3/4！**

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツールの導入費用を支援します。
- ・補助下限額を引き下げ、クラウド利用料の対象期間を延ばします(最大2年間)。

デジタル化基盤導入類型

- ・インボイス制度への対応も見据え、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・安価なITツール導入も支援すべく、補助下限額を撤廃します。

複数社連携IT導入類型

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。連携のための事務費・専門家費も補助対象です。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置



<詳細> (赤字は令和4年度第2次補正予算での拡充点です)

	通常枠		デジタル化基盤導入枠 (インボイス対応に活用可能!)				セキュリティ対策推進枠
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型		複数社連携IT導入類型		
補助額	5万円 ～ 150万円 未満 下限を 引下げ	150万円～ 450万円 以下	会計・受発注・ 決済・ECソフト	PC・ タブレット 等	レジ・ 券売機 等	(1)デジタル化基盤導入類型の 対象経費 (左記同様) (2)消費動向等分析経費 ^(※1) (上記(1)以外の経費) 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円 ～ 100万円
補助率	1/2以内		3/4以内	2/3以内 (※2)	1/2以内	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内	1/2以内
補助対象経費	ソフトウェア購入費、 クラウド利用料 (最大2年分(期間 を長期化))、 導入関連費		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費				サーバーセキュリティ サービス利用料 (最大2年分) (※3)

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります。

(※2)交付の額が50万円超の場合の補助率は、当該交付の額のうち50万円以下の金額については3/4、
50万円超の金額については2/3。

(※3) (独) 情報処理推進機構 (IPA) 「サーバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

<活用例>

デジタル化基盤導入類型

- ・インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

通常枠

- ・タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、
「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、
人事担当の作業効率も大幅アップ!

<今後のスケジュール>

「IT導入補助金2023」は令和5年3月28日 (火) から申請受付開始。

サービス等生産性向上
IT導入支援事業
事務局ポータルサイト

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください



『産地の若手経営者等で集まって各々のレベルアップを図るほか、産地加工の将来を検討し、新しい取組にチャレンジしてみたい』

水産バリューチェーン事業のうち 産地水産加工業イノベーションプラン支援事業

地域の水産加工業者の将来を担う中核的人材の育成に係る取組（研修、視察等）や、関係機関や異業種と連携した事業の協業化等により産地水産加工業者が生産性向上を図ろうとする取組を支援します。

対象となる方（事業）

水産加工業者又はこれらが主たる構成員となる組織

支援内容

（1）中核的人材育成支援事業（補助率：定額、1/2）

産地の水産加工業者の若手経営者等がチームを組み、レベルアップに向けた研修の場づくりと、これを通じた水産加工業者の中核的な人材の育成、課題解決のために必要な知識やスキルを習得するための取組に必要な経費を支援します。

（対象経費の例）

- ・産地の課題（販路開拓、金融・保険、輸出促進等）を解決するための研修会の開催に必要な経費、講師旅費・謝金等。
- ・先進的な取組をしている加工業者等の現地視察に必要な旅費等。

（2）産地水産加工業イノベーションプラン作成支援事業（補助率：定額、1/2）

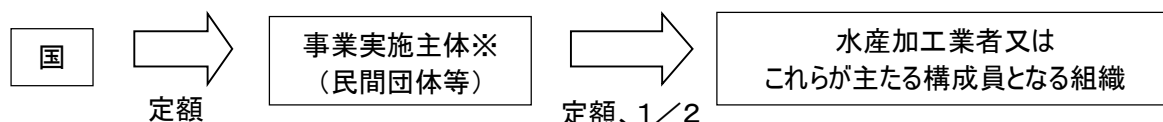
個々の水産加工業者だけでは困難な課題を解決するため、産地で異業種と連携し事業の協業化等を行うことで生産性向上に資する計画「産地水産加工業イノベーションプラン」を作成し、同計画の実行に必要な経費を支援します。

（対象経費の例）

- ・異業種（研究機関、金融機関、商工会等）と連携した協議会の会議費等。
- ・プランの実行に必要な経費（例：新商品開発や販路拡大に取り組む際の新商品成分分析費、マーケティング経費等。加工原料や商品を共同管理する際の保管経費、冷蔵冷凍設備の賃借料等）

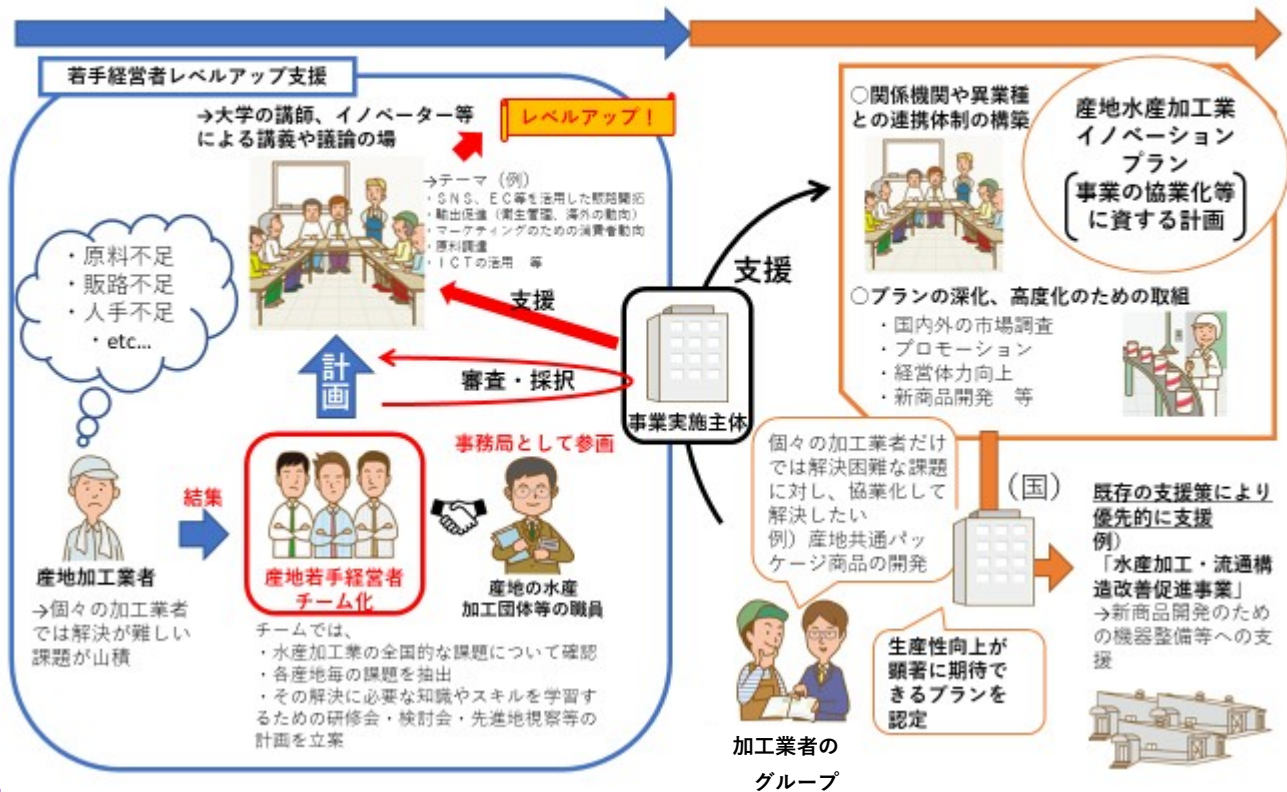
なお、取組内容によっては、生産性向上が顕著に期待できると国が認めた「産地水産加工業イノベーションプラン」については、同プランの実現に資する機器整備等に対して既存の補助事業で優先的に支援します。

■ 事業の流れ



※（公財）水産物安定供給推進機構

■ 事業のイメージ図



ご利用方法

- ・支援を活用する場合は、(公財)水産物安定供給推進機構が行う公募に応募ください。
- ・本事業の詳細や申請書等については、以下のホームページをご覧ください。
(<http://www.fishfund.or.jp/jigyoku6.html>)
- ・不明な点は、下記にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課加工振興班

電話：03-6744-2349

『人材育成・スキルアップを目指したい』

中小企業大学校仙台校

中小企業の経営課題を解決し、活力ある企業へリードしていく人材を育成するための研修を、年間を通して実施しています。

対象となる方

中小企業の経営者、経営幹部、管理者、管理者候補、現場リーダー等

研修内容

階層別、企業経営・経営戦略、組織マネジメント、人事・組織、財務管理、営業・マーケティング、生産管理など多彩な研修コースを設けており、自社の経営課題の解決に応じ選択いただけます。

No.	コース名	開催日程
23-14	製造業の AI・IOT 活用による生産性向上	7/4～6
23-15	デザイン思考によるビジネスアイデア発想法	7/10～12
23-18	クレーム対応力向上講座	7/19～21
23-19	経営トップセミナー I (心理学を活用した会社づくり)	7/24
23-22	社外研修で進める人材育成	8/21～23
23-24	RPA を活用した事務の自動化入門講座	8/24～25
23-27	組織で取り組む OJT のノウハウを学ぶ	10/17～19
23-29	売上拡大のための Web 販売戦略	11/1～2
23-31	新規顧客を獲得するマーケティング講座	11/27～29
23-33	基本がよく分かる決算書の読み方講座	12/11～13
23-34	部下育成・入門講座(2)「上手なほめ方・叱り方」	12/18～19
23-38	品質管理と改善活動の進め方	1/22～24
23-39	得意技で勝負する新事業のつくり方	1/23～25
23-40	財務分析入門講座	1/29～31

【お問い合わせ先】

中小企業基盤整備機構東北本部

中小企業大学校仙台校研修担当

電話:022-392-8811(直通)

『経営の強靱化を支援します』

事業継続力強化支援

自然災害の頻発、感染症の流行など、事業活動の継続に支障をきたす事態に直面した際の経営力を強化するため、BCP や国の認定制度である「事業継続力強化計画」の策定を支援します。

対象となる方

自然災害や感染症に備えたい中小企業・小規模事業者/企業の連携体や組合

支援内容

事業継続力強化計画の策定にあたり、専門家を派遣しハンズオン支援致します。
国の認定を受けると様々な優遇(ロゴマーク使用、防災設備の税制優遇、補助金の審査に加点措置(IT 導入補助金、ものづくり補助金等)など)がございます。

<知る>

・関連情報の発信

<習得する>

・実践セミナー

<作る>

・策定支援(専門家を派遣し、無料でハンズオン支援します。)

募集期間

随時受け付けておりますので、お問合せ下さい。

事業の詳細

詳細については、下記URLをご参照ください。

URL: <https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/kyoujinnka/index.html>

BCP や事業継続力強化の策定支援をご希望の方は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

中小企業基盤整備機構 東北本部 企業支援課

電話:022—716—1751(直通)

メール:bcp-tohoku@smrj.go.jp

『女性が活躍できる企業体制を構築したい』

「女性が輝く」みやぎの水産加工業創生事業

事業の中核を担う人材として女性の採用・登用を進める企業や、女性が働きやすく、活躍できる体制の構築等を目指す企業に専門家を派遣し、企業の体制づくりを支援します。

対象となる方

宮城県内に事業所がある中小水産加工業者。

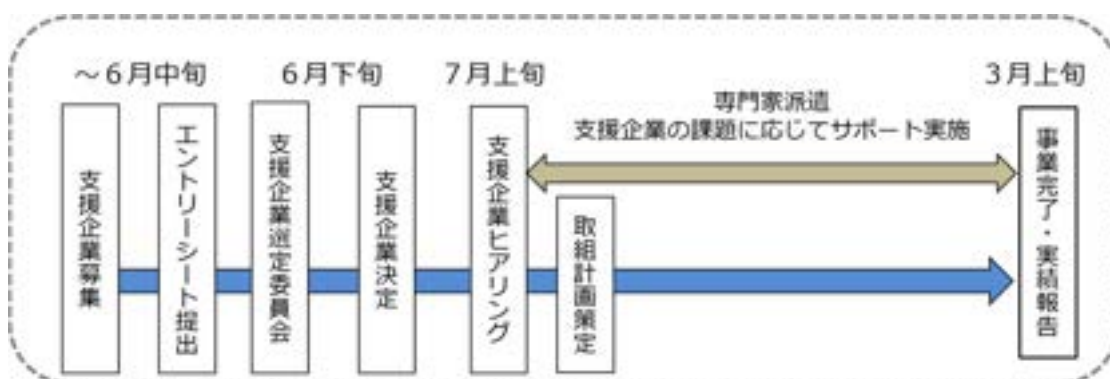
応募要件

- イ 女性を中核人材として採用・登用し、育成していく意向があること。
- ロ 女性が働きやすく、活躍できる職場づくりの構築に意欲があること。

支援内容

支援企業に、課題に応じた専門家を派遣します。支援企業は、女性が活躍できる企業体制の構築に向け、専門家の助言・指導を受けて事業を進めていただきます。

支援のイメージ



募集期間

令和5年4月28日(金)から令和5年6月15日(木)まで

利用方法

詳細については、ホームページをご確認ください。



水産業振興課の
HPはこちらから！

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部

水産業振興課流通加工班

電話:022-211-2931

『水産加工原材料を安定的に調達したい』

(令和5年度当初予算)

特定水産物供給平準化事業

水揚げ量の季節変動等の影響を受ける水産物を買取・保管し、水産加工業者等の必要な時期に提供する取組を支援します。

対象となる方

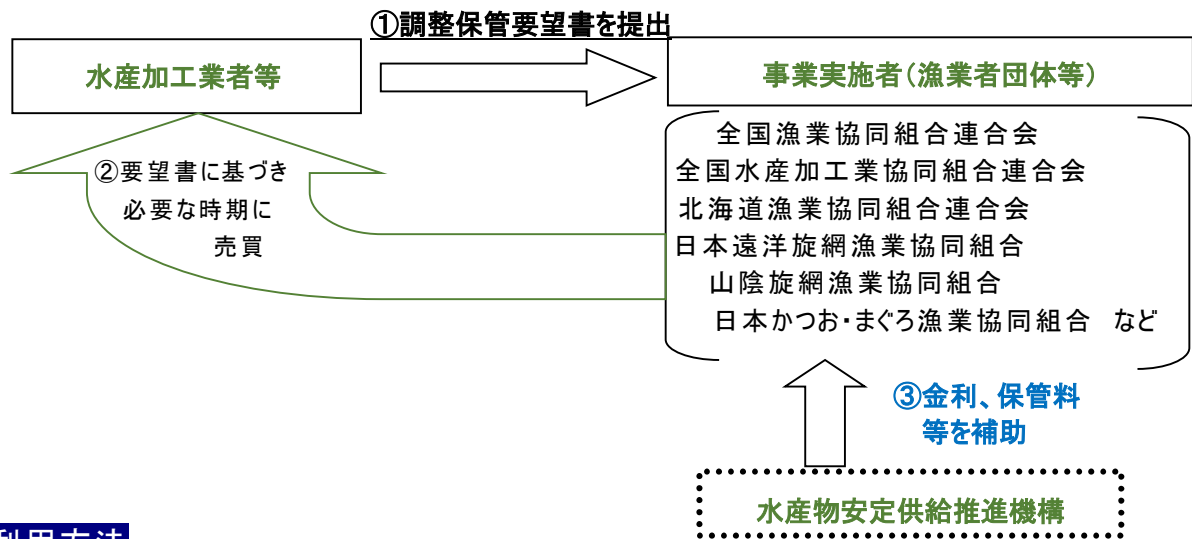
加工原材料を調達したい水産加工業者等

支援内容

特定水産物供給平準化事業(補助率:定額、1/2)

水産加工業者等への国産水産加工原材料の安定供給に資するため、漁業者等から買い取った水産物等を保管し、水産加工業者等に対して必要な時期に販売(調整保管)する漁業者団体等の取組に必要な、買取代金等を資金調達した際に要する金利や保管に要する経費等について支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

- ・事業を活用する場合は、**漁業者団体等**に対して「調整保管要望書」をご提出ください。
- ・「調整保管要望書」の様式や事業の詳しい内容等については、下記事業実施主体のホームページをご覧ください。また、内容等についてわからないこと等がある場合は、下記にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

水産物安定供給推進機構

URL : <http://www.fishfund.or.jp/jigyous3.html>

電話 : 03-3254-7044

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話:03-6744-2350

『加工原材料を国産原材料に転換することで、安定的に調達したい』

(令和4年度補正予算)
特定水産物供給平準化事業
(原材料転換対策)

国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ原材料を転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する取組を支援します。

対象となる方

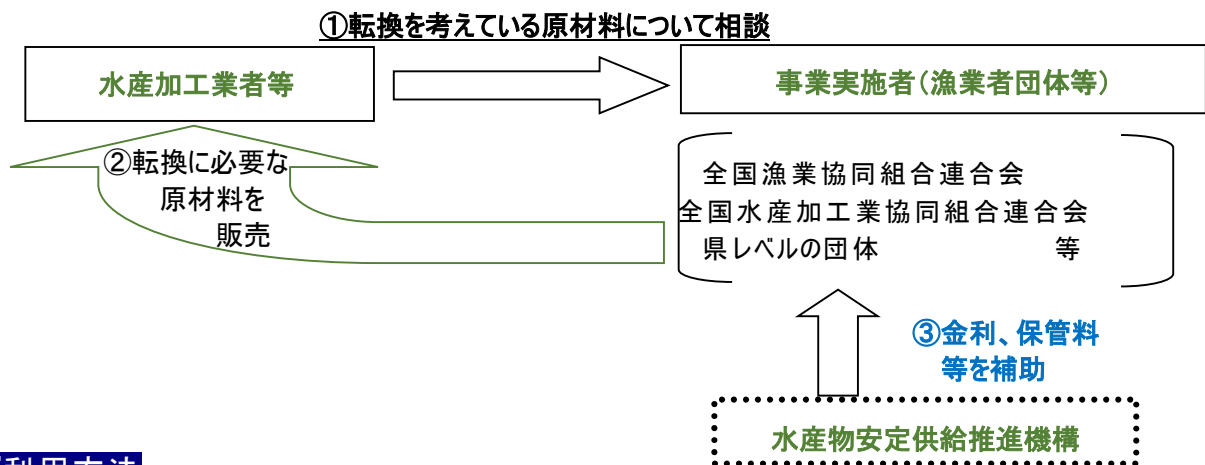
輸入原材料から国産原材料へ原材料の転換を図る水産加工業者

支援内容

特定水産物供給平準化事業(原材料転換対策)(補助率:定額、1/2)

国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する漁業者団体等の取組に必要な、買取代金等を資金調達した際に要する金利や保管に要する経費等について支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

事業の詳しい内容等については、下記事業実施主体のホームページをご覧ください。
また、内容等についてわからないこと等がある場合は、下記にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

水産物安定供給推進機構

URL : <http://www.fishfund.or.jp/jigyous3.html>

電話 : 03-3254-7044

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話:03-6744-2350

『新たな魚種を加工原料として活用したい』

海況変化を見据えた 新たな水産資源の持続的活用推進事業

水揚量が近年増加しているものの加工原料としての利用率の低い「暖水性魚種」や、加工原料として認知されていない「低・未利用魚種」、加工工程上やむを得ず残渣として排出されている「未利用部位」の加工原料化を目指す企業に対し、技術的な支援を行います。

対象となる方

水産加工業者、6次産業化を目指す漁業者・団体など

支援内容

- ・「暖水性魚種」や「低・未利用魚種」等の加工原料化について、県が実施する試験研究の成果を提供します。
- ・県が開発した加工技術やレシピ等は、県内水産加工業者へ提供して技術移転を図ります。
- ・新たな加工原料となり得る魚種等の情報を収集・提供します。
- ・新たな加工原料の利用に向けた各種相談に対応します。
- ・一般消費者に対しても県 HP や水産加工開発チームのInstagramなどを活用して情報を発信し、暖水性魚種や低・未利用魚の知名度向上を図ります。

お問い合わせ

下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部水産技術総合センター

水産加工開発チーム

電話：0225-93-6703

令和4年度第2次補正予算

事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・M&A後の経営革新や、M&A時の専門家活用等を年間を通じて機動的かつ柔軟に補助します

① 経営革新事業

- ✓ **事業承継※・M&A後の経営革新**（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助します

※経営者交代型は承継前の後継者も対象

② 専門家活用事業

- ✓ **M&A時の専門家活用**に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、デューディリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

③ 廃業・再チャレンジ事業

- ✓ **事業承継・M&Aに伴う廃業等**に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

経営革新事業

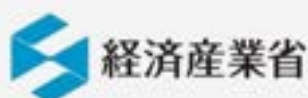
専門家活用事業

廃業・再チャレンジ事業

※廃業・再チャレンジ事業は、経営革新事業・専門家活用事業と併用できます

（留意点）

裏面に赤字で記載されている内容は、令和4年度第2次補正予算分から新たに加わる内容です。詳細はホームページでご連絡します。



チラシのダウンロードはこちら↑

① 経営革新事業

事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助

* 創業支援型

他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した場合

* 経営者交代型

親族内承継等により経営資源を引き継いだ場合（後継者が引き継ぎ予定の場合を含む）

* M&A型

M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ場合

補助率	1/2~2/3補助
補助上限	600~800万円*

*一定の賃上げを実施する場合、補助上限を600万円から800万円に引き上げ

② 専門家活用事業

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、デューディリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助

* 買い手支援型

M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等

* 売り手支援型

M&Aに伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業等

補助率	1/2~2/3補助
補助上限	600万円 ※M&Aが未成約の場合は300万円

登録M&A支援機関（一覧）



FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象

③ 廃業・再チャレンジ事業

事業承継・M&Aに伴う廃業に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助
【補助率：1/2~2/3補助、補助上限：150万円】

* 事業承継・M&Aに伴って一部事業の廃業を行う場合

* M&Aが成約せずに廃業せざるを得ず、再チャレンジに取り組もうとする場合等

※経営革新事業もしくは専門家活用事業との併用が可能

<お問い合わせ先>

経営革新（050-3615-9053）
専門家活用/廃業・再チャレンジ
（050-3615-9043）

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

令和4年度補正サイト



『事業承継の準備のために』『事業継続の課題解決』等の相談に

宮城県事業承継・引継ぎ支援センター

宮城県事業承継・引継ぎ支援センターは、国が設置する公的相談窓口で、宮城県事業承継ネットワーク(県内の商工会、商工会議所や金融機関等支援機関との連携体制)による小規模・中小事業者の事業承継診断(ヒアリング)への支援により、中小企業者の支援ニーズの掘起しを行うとともに、「後継者がいない」「事業の存続に不安がある」など、事業承継にお悩みの中小企業者のご相談に対してアドバイスを行う機関です。事業承継・引継ぎに精通した専門家(弁護士、公認会計士等)が無料でお話を伺いますのでお気軽にご相談ください。

対象となる方

後継者問題、事業承継にお悩みの県内の中小企業者

支援内容

県内の支援機関(商工会、商工会議所や金融機関等)では、事業承継に関する課題解決のため「事業承継診断」(ヒアリング)を実施しております。

また、センターでは中小企業者からの直接相談にも対応し、会社の状況や相談者の意向を伺い、専門家がアドバイスを行います。

具体的な事業承継計画の策定や第三者等との事業の引継ぎ・引き受けを希望される場合は、相手先となる企業の候補者とマッチングの可否を含め、支援機関等とともにサポートします。

センターは宮城県内の中小企業者に限らず、県外の中小企業者とのマッチング相談にも対応しています。

募集期間

随時、募集しております。

お問い合わせ

ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

「事業承継診断」の流れ

お近くの商工会・商
工会議所・金融機
関、当センター窓口
にご相談ください

「事業承継診断」による簡
単な質問にお答えいただ
くと、事業承継に向けた課
題がわかります

結果を参考に、支援
機関・専門家のご紹
介や専門家によるア
ドバイスをを行います

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構

宮城県事業承継・引継ぎ支援センター

電話:022-722-3884

『新製品開発や魚種転換に向けた加工機器を購入するための資金を調達したい』

水産加工資金

水産加工品の製造又は加工の高度化及び事業基盤の強化を促進することによって、水産加工品の安定供給を図るために必要な長期かつ低利の資金ニーズに応えています。

対象となる方(事業)

水産加工業者又はこれらの者が組織する法人(中小企業者に限る)が行う、次の施設整備等

- (1) 食用水産加工品の製造・加工に係る業務の共同化や合併、原材料・製品の転換等
- (2) 食用水産加工品の製造・加工に係る新製品・新技術の研究開発又は利用
- (3) 未・低利用水産動植物を原料とする食用水産加工品の製造・加工
- (4) 特定の部位を原料とする非食用水産加工品(飼料用の魚粉等)の製造・加工

支援内容

■対象資金

設備資金及びそれに付随する運転資金

■貸付限度

貸付対象事業費の80%

■貸付利率

金利は変動します。詳しくは下記問い合わせ先にご確認下さい。

■貸付期間

10年超、25年以内、うち据置期間3年以内

取扱金融機関

日本政策金融公庫(農林水産事業)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

【 お問い合わせ先 】

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

電話(農林水産事業 事業資金相談ダイヤル):0120-154-505

『震災で被害を受け、復興・復旧をするための資金を調達したい』

被災した中小企業向けの融資制度 (みやぎ中小企業復興特別資金)

東日本大震災で被害を受け、事業活動に支障をきたしている県内中小企業者の本格的な復旧・復興活動を支援するため、「みやぎ中小企業復興特別資金」を創設しています。

対象となる方

- 東日本大震災により被害を受けた県内の中小企業者で、次のいずれかに該当する方
- (1) 直接被害：施設・設備、事業用資産の損壊等が発生していること
→市町村長が発行する罹災証明書等（東日本大震災の被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）の交付を受けた方
 - (2) 間接被害：震災発生後の最近3ヶ月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること
→市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた方
※令和3年4月1日より、新規融資の申込の対象となる区域が原則として沿岸市町に限られています。

融資条件

- 資金使途 運転資金・設備資金
- 融資限度額 8,000万円
- 償還期間 15年以内（うち据置期間3年以内）
- 利率 固定 年1.50%
- 保証人・担保 保証人：原則として法人代表者以外不要、
担保：担保は必要に応じて徴求
- 信用保証 信用保証協会の保証付き 保証料 年0.5%

取扱期間

令和6年3月31日（融資実行分）まで

取扱金融機関

県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話：022-211-2744

『利子補給により負担を軽減したい。』

被災中小企業者対策資金利子補給事業

東日本大震災に係る県の制度融資を利用している中小企業者に対して利子補給を行うことで、負担を軽減し、早期の復旧・復興を支援します。

対象となる方

みやぎ中小企業復興特別資金(P.8-2)を利用し、罹災証明書等の交付を受けている直接被災した事業者

支援内容

■対象融資限度額

1企業 3,000万円以内

■利子補給率

融資利率 年1.50%に相当する額

※利子補給金の合計額は、1企業135万円が上限とします。

■補給期間

借入日から3年間

■補給回数

年2回 上期分(1~6月)と下期分(7~12月)

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話:022-211-2744

『新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受け、
経営の安定や収益力改善のため資金を調達したい』

伴走支援型特別資金

新型コロナウイルス感染症等により売上高や利益率が減少した中小・小規模事業者に対して保証料補助により、民間金融機関を活用した資金繰りを実施します。

資金の特徴

中小企業者と金融機関との対話を通じて、経営行動計画書を策定し、金融機関が中小企業者に継続的な伴走支援を行います。

対象となる方

宮城県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する中小企業者等

- ①市町村長から【セーフティネット保証4号】の認定を受けた方
- ②市町村長から【セーフティネット保証5号】の認定を受けた方
- ③【一般保証】

次のいずれかの要件に該当する中小企業者の方

- (イ)最近1ヶ月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
- (ロ)最近1ヶ月間の売上高総利益率がいずれかと比較して5%以上減少していること

- a 前年同月の売上高総利益率
 - b 直近決算の売上高総利益率
- 他

融資条件

- 資金用途 運転資金・設備資金
- 融資限度額 1億円
- 融資利率 1.60%以内
- 償還期間 10年(うち据置5年以内)
- 信用保証料 年0.2~1.15%(国による補助後の事業者負担)
- 保証人・担保 原則として法人代表者以外不要・必要に応じて徴求
- 補助期間 全期間(条件変更に伴う追加保証料は事業者の負担となります)

取扱期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までに保証申込みを受付けたもの。

取扱金融機関

県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

ご利用方法

最新の金利及び制度の詳細等ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話:022-211-2744

『前向きな取り組みにより経営基盤の強化を図るための 資金を調達したい。』

がんばる中小企業応援資金

中小企業等が既存事業の見直しや、新事業の実施等を通じて経営基盤の強化を図る際、必要となる資金の融通を円滑にし、その取り組みを支援することを目的とした資金です。

対象となる方

事業の活性化や合理化等を図る既存事業の見直し、あるいは新たな試みに取り組むことを通じて経営基盤の強化を図ろうとするもの

(主な取組事例)

既施設の耐震改修・改装, 新たな設備投資, 買い換え, 新たな支店・事業所等の開設, 海外展開, 販路開拓, 事業承継, マーケティング・市場調査, 従業員の雇用拡大・人材育成, 新商品の試作・新技術の開発(企業・大学等の連携, 共同研究を含む), プロパ一融資との協調

融資条件

- 資金用途 運転資金・設備資金
- 融資限度額 3,000万円
- 融資利率 金融機関所定(固定, 変動いずれも可)
- 償還期間 7年(うち据置2年以内)
- 信用保証料 年1.59%以下
- 保証人・担保 保証人 原則として法人代表者以外不要
担 保 必要に応じて徴求

※信用保証料の割引について

次の各種認証を受けている場合には、信用保証料が0.2%軽減されます。

割引を受ける場合は、保証料減額対象の確認申請書をあらかじめ県へ提出し、確認を受けることとなります。複数の認証取得の場合でも、割引率は最大0.2%となります。

(1)消防団協力事業所の認定, (2)女性のチカラ認証制度, (3)みやぎ優れMONO認定, (4)障害者雇用促進企業登録, (5)環境配慮事業者登録, (6)スマートみやぎ健民会議「優良会員」登録, (7)みやぎ介護人材を育む取組宣言認証, (8)みやぎ認定IT商品, (9)宮城県グリーン製品認定, (10)みやぎ「働き方改革」実践企業支援制度の認定, (11)パートナーシップ構築宣言の公表

取扱金融機関

県内に所在する銀行, 信用金庫, 信用組合, 商工組合中央金庫, 農林中央金庫の本店及び支店

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話:022-211-2744

『経営の安定に必要な資金を調達したい。』

一般資金

中小企業者等が事業経営に必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とした資金です。

対象となる方

本資金の融通を受けることにより、経営の安定を図ることができる見通しのある中小企業者等で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの
- (2) 経済の変動等外部要因により、経営が不安定化しているもの

融資条件

■ 資金使途 運転資金・設備資金

ただし、以下の資金使途は、融資対象外とします。

- (1) 借入金の返済、税金(消費税)の支払にあてる資金
- (2) 住宅、自家用自動車等の取得のための資金
- (3) 法令に違反する設備のための資金

■ 融資限度額 8,000万円

■ 融資利率 長期資金(1年を超えるもの) 年1.90%

短期資金(1年以内のもの) 年1.50%

■ 償還期間 運転資金 7年以内(うち据置1年以内)

設備資金 10年以内(うち据置1年以内)

■ 信用保証料 年1.59%以下

■ 保証人・担保 保証人 原則として法人代表者以外不要

担保 必要に応じて徴求

取扱金融機関

県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話:022-211-2744

『震災からの復旧・復興を果たしたい。』

宮城県産業復興相談センター

宮城県産業復興相談センターは、東日本大震災で甚大な被害を受けた事業者の復旧・復興に向けた支援を行うため、公益財団法人みやぎ産業振興機構内に設置されました。

対象となる方

中小企業者のほか、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者などを含めた幅広い事業者を対象に専門家が相談を受け付けます。

支援内容

事業の復旧・復興に向けた資金の借入や返済などの金融面の相談をはじめ、様々な経営相談に対応し、経営改善や資金繰りに関する助言、支援制度の紹介や事業計画作成のサポートを行います。

なお、宮城県産業復興相談センターには、宮城県中小企業活性化協議会、宮城県事業承継・引継ぎ支援センターが設置されています。

募集期間

随時、募集しております。

お問い合わせ

ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構

宮城県産業復興相談センター

電話:022-722-3858

『経営の先行きに不安を感じている。』

宮城県中小企業活性化協議会

宮城県中小企業活性化協議会は、産業競争力強化法に基づいて設置されている公的な機関です。収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジに向け、「中小企業の駆け込み寺」として企業再生の経験豊かな専門家が相談内容に応じたアドバイス等を行います。

対象となる方

経営にお悩みの県内の中小企業者

支援内容

- ・財務内容の悪化等により経営に支障が生じているものの、再生可能性のある中小企業者に対し、事業面・財務面の調査・分析や窮境原因の分析等を実施し事業再生計画の策定支援を行うとともに、取引金融機関に計画を提示し公正・中立な立場から金融調整を行います。
- ・規律ある経営体制の構築や持続的な成長、中長期的な企業価値の向上を目指し、収益力改善計画を通してガバナンス体制の整備を支援します。
- ・中小企業者が認定経営革新等支援機関に経営改善計画の策定を依頼する際の一部費用を補助し、経営改善への取組を支援します。

募集期間

随時、募集しております。

お問い合わせ

ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

経営改善支援部門

財務上の課題を抱え金融支援等が必要な中小企業者が、中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関による計画策定などの支援を受ける場合には、協議会に設置されている経営改善支援部門が経費の支援を行います。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構

宮城県中小企業活性化協議会

電話:022-722-3872

『研究開発に取り組む中小企業を後押しします！』

みやぎ中小企業チャレンジ応援基金

地域資源等の活用により新商品等の開発を行う方を支援します。

対象となる方

- 宮城県内において助成金の募集開始日以降6ヶ月以内に創業を行う者
- 宮城県内に主たる事業所等を有する中小企業者及び中小企業者のグループ
- 宮城県内に主たる事業所等を有するNPO法人等

支援内容

当機構では宮城県及び株式会社七十七銀行と連携し、地域資源等の活用により新商品等の開発を行う方を支援するため、当該開発に係る事業計画を募集し、優れた案件と認められるものに対して事業経費の一部を助成します。なお、事業継承を伴い開発を行う方は優遇します。

	対象事業	助成率	助成 限度額	助成期間	年度当たり 助成件数	
一般型	地域資源(農林水産品、歴史、文化、鉱工業品、産地技術、人材等)や優れたビジネスアイデア等を活用し、新商品・新サービスを提供するための商品開発等を行う事業	以下のいずれかに該当する 研究開発を行う事業 ・高付加価値製品に関する 研究開発 ・産学連携により取組む 研究開発 ・高度な技術を活用した 開発研究	助成対象経費 の 1/2以内 ※消費税は 含みません。	200 万円	交付決定の日から 令和6年2月5日 まで	10件程度
技術 志向型			300 万円	交付決定の日から 1年以内	8件程度	

募集期間

< 一般型 >	令和5年4月10日(月)~5月19日(金) ※当日消印有効 * 募集状況によっては追加募集を行うことがあります。
< 技術志向型 >	令和5年6月上旬より募集開始予定

利用方法

助成金交付申請書を作成し、その他必要書類添付の上、郵送または持参により、募集期間内に提出してください。詳細は当機構HPでご確認ください。

- ※ 申請を予定される方は、事前にお問い合わせやご相談等をお願いします。
- ※ 同じ事業内容で他の補助金、助成金を重複して利用することはできません。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課

電話:022-225-6697

『水産物加工施設の取得等、資本整備の高度化を図り、その経営の近代化を図るための資金を調達したい』

漁業近代化資金

水産加工業者等が水産物加工施設の取得等、資本整備の高度化を図り、その経営の近代化を図るために必要な長期かつ低利の資金ニーズに応えています。

対象となる方

- ・ 水産加工業を営む個人
- ・ 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業員の数が300人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- ・ 水産加工業協同組合
- ・ 水産加工業協同組合連合会
- ・ 上記に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、政令で定めるもの

支援内容

■ 対象資金
設備資金

■ 貸付限度額
水産加工業を営む個人及び法人 9,000万円
水産加工業協同組合等 12億円以内
ただし、いずれも、融資対象事業費の80%以内

■ 利率
金利は変動します。詳しくは下記お問い合わせ先にご確認ください。

■ 償還期間
5～20年以内、うち据置期間2～3年以内

取扱金融機関

宮城県漁業協同組合、農林中央金庫 等

ご利用方法

申込み時に各取扱金融機関に必要書類を提出してください。
必要書類については、各取扱金融機関にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部
水産業振興課企画推進班
電話：022-211-2935

『水産加工品の品質・安全管理等に必要な資金を調達したい』

水産加工経営改善促進資金

国際的な水産資源の保存・管理の強化、わが国周辺水域の水産資源の減少といった水産加工業を巡る環境の著しい変化に対処して、水産加工業者等の維持安定及び食用水産加工品の安定供給を図るため、事業経営に必要な資金ニーズに応えています。

対象となる方

- ・ 水産加工業者
（水産業協同組合法第10条第1項に規定する水産加工業を営む者。ただし、資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える者を除く。）
- ・ 組合
（水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、水産業協同組合法第10条第1項に規定する水産加工業を営む漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会並びに水産加工業者が組織する中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会。）

支援内容

- 対象資金
設備資金、運転資金
- 貸付限度額
資金、業種、規模別に350万円～3,600万円
- 利率
金利は変動します。詳しくは下記お問い合わせ先にご確認ください。
- 償還期間
3年以内、うち据置期間1年以内

取扱金融機関

宮城県漁業協同組合、水産加工業協同組合、農林中央金庫、銀行 等

ご利用方法

事業の詳細については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部

水産業振興課企画推進班

電話：022-211-2935

『経営の再建を図るため緊急に必要な固定化債務の整理に
必要な資金を調達したい』

水産加工業経営維持安定資金

水産加工業を巡る環境の著しい変化等により経営が困難となっている水産加工業者に対し、その経営の再建を図るため緊急に必要な固定化債務の整理等に必要な資金を融通します。

対象となる方

- ・水産加工業協同組合の組合員である個人（整理対象債務を有し、その整理を行うことが必要と認められる者）
- ・水産加工業協同組合の組合員である法人企業で、(1)又は(2)に該当する者
 - (1)直近2か年の通算収支が損失の者
 - (2)固定資産額－(自己資本額＋固定負債額)／固定資産額 ≥ 0.1

支援内容

- 対象資金
負債整理資金
- 貸付限度額
8,000万円
- 利率
金利は変動します。詳しくは下記お問い合わせ先にご確認下さい。
- 償還期間
10年以内、うち据置期間3年以内
※特認 15年

取扱金融機関

宮城県漁業協同組合、水産加工業協同組合、農林中央金庫、銀行 等

ご利用方法

本資金の貸付を受けようとする者は、水産加工業経営再建計画を作成し、知事の認定を受ける必要があります。

事業の詳細については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部

水産業振興課企画推進班

電話：022－211－2935

『加工用原魚購入のために必要な資金を調達したい』

水産加工原魚購入資金

水産加工業者等の加工用原魚購入のために必要な資金を、宮城県漁業協同組合や金融機関と協調して低利で融通します。

対象となる方

県内の水産加工業協同組合及び水産加工業者

支援内容

- 対象資金
加工用原魚の購入に要する資金
- 貸付限度額
8,000万円
- 利率
1.4%(令和5年度)
- 償還期間
1年以内

取扱金融機関

石巻信用金庫(電話 0225-95-4111)
宮城県漁業協同組合(電話 0225-21-5715)、
※令和5年4月1日現在。今後変更となる場合があります。

ご利用方法

申込み時に取扱金融機関に必要書類を提出してください。
必要書類については、取扱金融機関にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部

水産業振興課企画推進班

電話:022-211-2935

『水産業者の倒産等に係る影響の緩和を図るための 資金を調達したい』

水産金融円滑化対策資金

水産金融の円滑な融資と水産業者の倒産等に係る影響を緩和するために必要な資金を、宮城県漁業協同組合と協調して低利で融通します。

対象となる方

- ・ 県内の水産業協同組合及びその組合員
- ・ 県内のかつお・まぐろ漁業、まき網漁業等を営む者

支援内容

■対象資金

倒産等影響緩和資金

■貸付限度額

宮城県漁業協同組合又は貸付対象者が所属する水産業協同組合の理事会等で議決した貸付限度額の範囲内

■利率

1.6%(令和5年度)

■償還期間

10年以内

取扱金融機関

宮城県漁業協同組合

ご利用方法

申込み時に取扱金融機関に必要書類を提出してください。
必要書類については、取扱金融機関にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

宮城県漁業協同組合

信用共済部融資審査課

電話:0225-21-5715